

# 令和7年和泉市教育委員会第11回定例会

日 時：令和7年11月13日（木） 午後3時45分から  
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

## 1. 開 会

## 2. 会議録署名委員の指名について

## 3. 教育長の報告

## 4. 審議事項

- 議案第42号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その1）  
　　公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習センター）
- 議案第43号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その2）  
　　公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習サポート館）
- 議案第44号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その3）  
　　公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）
- 議案第45号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その4）  
　　公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立図書館）
- 議案第46号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その5）  
　　補正予算について  
　　案件1 （仮称）富秋学園整備事業（継続費）  
　　案件2 学校施設大規模改修事業（繰越明許費・債務負担行為）  
　　案件3 いぶき野小学校給食室改修事業（債務負担行為）  
　　案件4 和泉市生涯学習センター管理運営事業（債務負担行為）  
　　案件5 和泉市生涯学習サポート館管理運営事業（債務負担行為）  
　　案件6 和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース管理運営事業（債務負担行為）  
　　案件7 和泉市立図書館管理運営事業（債務負担行為）  
　　案件8 体育施設管理運営事業（惣ヶ池こどもグラウンド）
- 議案第47号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その6）  
　　和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第48号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その7）  
　　和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第49号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その8）  
　　和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
　　（教育委員会関係分）

議案第50号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その9）

財産取得について

案件1 (仮称) 和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式

案件2 (仮称) 和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式

議案第51号 令和7年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その10）

工事請負契約の締結について

案件1 (仮称) 和泉市立北西部こども園等整備工事

案件2 (仮称) 和泉市立北西部こども園等整備電気設備工事

案件3 和泉市立青少年の家改修工事

案件4 和泉市立青少年の家改修機械設備工事

議案第52号 令和8年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

## 5. 報告事項

- (1) 和泉市教育施設等長寿命化計画改訂版（案）について
- (2) 学校給食の食物アレルギー対応について
- (3) 和泉市温水プール事業の廃止について
- (4) 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則の制定の諮問について
- (5) 和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準の制定の諮問について
- (6) 保有個人情報開示に係る審査請求の裁決について（非公開）

## 6. 情報提供

- (1) 令和7年度大阪府学生科学賞、和泉市小・中学生科学展結果について
- (2) 決算審査特別委員会における質疑等について

## 7. 行事等のご案内

- (1) 2026年和泉市はたちのつどいの開催について
- (2) いずみの国歴史館「浮世絵の中のいきもの展」の開催について
- (3) 館蔵品企画展「上方プロマайд」の開催について

## 8. その他

## 9. 閉会

教育長の報告（令和7年10月23日～11月12日）

- 10月24日（金） 校長期中面談（各学校）
- 10月25日（土） 和歌山大学教育学部創立150周年記念式典（和歌山大学）
- 10月26日（日） 和泉市医師会創立60周年 法人設立45周年記念式典・祝賀会  
(スイスホテル南海大阪)
- 10月28日（火） 和泉市職員採用委員会【2次試験】（市役所）  
市議【富秋中学校区等地域における跡地活用について】（市役所）  
和泉市立小学校・義務教育学校連合音楽会（和泉シティプラザ）
- 10月29日（水） 国際ソロプチミストりんくう 図書贈呈式（市長公室）  
石尾中学校吹奏楽部 表敬訪問（市役所）
- 10月30日（木）～10月31日（金）  
近畿都市教育長協議会 研究協議会（琵琶湖ホテル）
- 11月2日（日） 久保惣煎茶会（久保惣記念美術館）
- 11月3日（月） 第48回和泉市剣道大会（和泉市立体育館）  
第69回和泉市民文化祭（和泉シティプラザ）
- 11月6日（木） 企業版ふるさと納税 トヨタ南海グループ 感謝状贈呈式（第1公室・第2公室）
- 11月7日（金） 校長期中面談（各学校）  
第33回大阪府小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会研究大会 堺・泉北大会  
(緑ヶ丘小学校)
- 11月8日（土） 令和7年度和泉市小学校陸上競技大会（和泉市立光明池緑地運動場）
- 11月9日（日） 和泉市職員採用試験【3次試験】（市役所）
- 11月10日（月）～11月11日（火）  
校長期中面談（各学校）
- 11月11日（火） 大阪府都市教育委員会連絡協議会 泉北・泉南ブロック都市教育委員会研修会  
(貝塚市役所)
- 11月12日（水） 和泉市職員採用委員会【3次試験】（市役所）  
和泉中学校公開研究授業（和泉中学校）

## 令和7年市議会第4回定例会 厚生文教委員会付託議案補足資料

## 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習センター）

## 1 指定管理者の選定

## （1）選定の方法等

公募・非公募の別	応募団体数	選定委員会の開催
公募	1団体	開催

## ①応募団体

・和泉市公共施設管理公社・JTBコミュニケーションデザイン・KUL指定管理業務共同事業体

## ②審査結果

評価項目	配点	指定団体
施設管理に関する基本的な考え方	70.0	48.6
施設の効用を最大限に發揮するための提案	210.0	152.6
経費（指定管理料）	210.0	200.0
団体の実績、管理能力・施設管理体制	105.0	76.4
地域性	105.0	86.0
合計	700.0	563.6

（最低基準点：420点）

## ③項目ごとの採点（委員ごと）

評価項目	採点項目	合計 配点	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	G 委員	合計 得点
1. 施設管理に関する基本的な考え方	公の施設の公共性・公平性の考え方（社会的弱者への配慮を含む）	28.0	3.2	2.4	2.4	2.4	2.4	3.2	3.2	19.2
	利用者に対する理念・基本方針	21.0	3.0	1.8	1.8	1.8	1.8	2.4	2.4	15.0
	施設の維持管理計画（職員体制を含む）	21.0	2.4	1.8	1.8	1.8	1.8	2.4	2.4	14.4

2. 公の施設の効用を最大限に発揮させるための提案	施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組	35.0	4.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	26.0
	利用促進のための広報活動	35.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	5.0	24.0
	利用者の利便性の向上に向けた取組	21.0	2.4	1.8	1.8	2.4	1.8	1.8	2.4	14.4
	自主事業の基本的な考え方	35.0	5.0	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	28.0
	自主事業収支計画	35.0	4.0	4.0	3.0	3.0	5.0	3.0	5.0	27.0
	利用者の意見を反映するための方策	14.0	1.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.6	9.2
	提案事項（文化芸術振興事業、マルチビジョンの運用等）	35.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	24.0
3. 経費（指定管理料）	指定管理料の額	175.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	175.0
	管理運営収支計画 経費縮減に向けた取組	35.0	4.0	3.0	3.0	4.0	3.0	4.0	4.0	25.0
4. 団体の実績、管理能力、施設管理体制	団体の構成・経営状況（資本金、グループ企業、役員等）	21.0	2.4	1.8	1.8	2.4	2.4	2.4	2.4	15.6
	応募者の管理実績（他自治体からの受託実績）	14.0	1.6	1.6	1.2	1.2	1.6	1.6	2.0	10.8
	労働関係法令の遵守・職員研修	21.0	3.0	2.4	1.8	1.8	1.8	2.4	3.0	16.2
	安全対策・緊急時対策	21.0	2.4	2.4	1.8	1.8	1.8	2.4	2.4	15.0
	情報公開・個人情報保護の体制	14.0	1.2	1.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.6	9.2
	環境対策	14.0	1.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	2.0	9.6
5. 地域性	地域貢献に対する考え方	70.0	10.0	8.0	6.0	6.0	10.0	8.0	10.0	58.0
	地域雇用の創出（市内雇用）	35.0	5.0	4.0	3.0	3.0	4.0	4.0	5.0	28.0
委員別合計点		700.0	88.8	77.0	70.0	74.2	81.0	81.2	91.4	563.6

## （2）指定する団体の主な提案内容

- ・施設の集客力向上のための取組として、友の会「弥生の風俱楽部」の拡充を図り、チケット販売等の増加につなげる。
- ・集客力向上のための取組として、「エコール・いづみ」と連携したイベント等の実施や協賛店の割引等の特典を提供
- ・施設の稼働率向上のための取組として、多様な世代のニーズを調査・分析し、魅力あるイベント等を企画立案

## （3）選定の理由

- ・本選定では、自主事業の提案において、市制施行70周年記念事業として前向きな提案があったほか、地域性の項目では、高い地域（市内）企業活用率の実績が示され、今後の取組内容も実現性があり、地域貢献や地域雇用に取り組む姿勢を高く評価し、選定に至った。

## 2 施設管理・運営の内容

### （1）休館日・開館時間

- ① 休館日：12月29日～翌年1月3日
- ② 開館時間：午前9時～午後10時

### （2）本事業を向上させる計画

- ・ICTの活用やアクセシビリティの強化により、利用者の利便性向上を図る。

### （3）利用料金の考え方

- ・弥生の風ホールの稼働率向上のため、低料金による舞台のみの貸し出し（平日のみ）を実施し、稼働率の向上に努める。

### （4）経費節減に関する考え方

- ・施設利用料収入について、各年度稼働率1.0%の増加目標を設定したうえで算定することにより、指定管理料を縮減
- ・自主事業として設置を計画している飲料水自動販売機の設置料のうち、200万円程度を自主事業剰余金として計上することにより、指定管理料を縮減

## 3 主な自主事業

- ・趣味、教養、健康、ダンス、音楽などの内容の講座である和泉シティプラザアカデミーの開講
- ・市制施行70周年記念事業として、「（仮称）ダンスコンテスト in 和泉」の開催や、花文字の設置
- ・飲食店運営、自動販売機による飲料水の販売、防災啓発事業の実施

## 4 収支計画

(単位：千円)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 入(a)	402,975	395,833	396,432	397,032	397,631
指定管理料	307,337	299,596	299,596	299,596	299,596
利用料金収入	69,208	69,807	70,406	71,006	71,605
受託事業収入	24,430	24,430	24,430	24,430	24,430
その他収入	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
支 出(b)	402,975	395,833	396,432	397,032	397,631
管理運営費支出	333,873	327,560	328,131	328,703	329,273
受託事業費支出	60,009	59,151	59,151	59,151	59,151
その他支出	9,093	9,122	9,150	9,178	9,207
収 支(a)-(b)	0	0	0	0	0

※収支における剰余金は、指定管理者の収入とする。

※自主事業剰余金をその他収入として計上。

## 5 指定する団体の主な管理実績

団体名	施設名	業務名	期間
一般財団法人和泉市公共施設管理公社	和泉市生涯学習センター	施設運営業務	平成15年4月～現在
株式会社 J T B コミュニケーションデザイン	和泉市コミュニティセンター	施設運営業務	令和6年4月～現在
株式会社K U L	和泉市立市民体育館、和泉市立コミュニティ体育館、和泉市立光明池緑地運動場、和泉市立光明池球技場、和泉市総合スポーツセンター、槇尾川公園テニスコート	施設運営業務	平成21年4月～現在

## 補正予算説明書（和泉市生涯学習センター管理運営事業）

生涯学習推進室

## 1. 補正の金額

1,505,721 千円

## 2. 補正の理由

和泉市生涯学習センターの指定管理者の指定にあたり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をする必要がある。

これが、歳出補正予算を要求する理由である。

施設名 : 和泉市生涯学習センター

所在地 : 和泉市いぶき野五丁目4番7号

指定管理期間 : 令和8年4月1日から令和13年3月31日

## 3. 補正の内容

(款)9 教育費 (項)5 社会教育費 (目)2 社会教育推進費

821006 生涯学習センター管理運営事業 12 委託料

(単位 : 千円)

年度	金額	説明
令和7年度～令和12年度	1,505,721	生涯学習センター指定管理料

## 令和7年市議会第4回定例会 厚生文教委員会付託議案補足資料

公の施設の指定管理者の指定について（和泉市生涯学習サポート館）

## 1. 指定管理者の選定

## (1) 選定の方法等

公募・非公募の別	応募団体数	選定委員会の開催
公募	4団体	開催

## ①応募団体

- ・株式会社ビケンテクノ
- ・特定非営利活動法人きんきうえぶ・大林ファシリティーズ株式会社共同企業体
- ・株式会社第一住建
- ・南海ビルサービス株式会社

## ②審査結果

評価項目	配点	指定団体	2位団体	3位団体	4位団体
施設管理に関する基本的な考え方	50.0	38.6	34.2	32.2	33.2
施設の効用を最大限に發揮するための提案	150.0	118.2	101.4	94.8	94.2
経費（指定管理料）	150.0	119.0	141	136.5	121.5
団体の実績、管理能力・施設管理体制	75.0	58.2	48.8	41.8	49.4
地域性	75.0	57.0	46	45	48
合計	500.0	391.0	371.4	350.3	346.3

(最低基準点：300点)

③項目ごとの採点（委員ごと）

評価項目	採点項目	合計 配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計 得点
(1)施設管理に関する基本的な考え方	①公の施設の公共性・公平性の考え方（社会的弱者への配慮を含む）	25.0	4.0	4.0	4.0	5.0	3.0	20.0
	②利用者に対する理念・基本方針	10.0	1.2	1.6	1.2	1.6	1.6	7.2
	③施設の維持管理計画（職員体制を含む）	15.0	2.4	2.4	1.8	2.4	2.4	11.4
(2)施設の効用を最大限に発揮させるための提案	①施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組	25.0	4.0	5.0	4.0	4.0	4.0	21.0
	②利用促進のための広報活動	15.0	1.8	1.8	1.8	3.0	2.4	10.8
	③利用者の利便性の向上に向けた取組	15.0	2.4	3.0	1.8	2.4	1.8	11.4
	④休館日、時間延長の考え方	10.0	1.2	1.6	1.2	1.6	1.6	7.2
	⑤自主事業計画及び収支計画	50.0	8.0	8.0	8.0	10.0	8.0	42.0
	⑥利用者の意見を反映するための方策	10.0	1.2	1.2	1.2	2.0	1.2	6.8
	⑦本事業を向上させる計画	25.0	3.0	5.0	4.0	4.0	3.0	19.0
(3)経費 (指定管理料)	①指定管理料の額	125.0	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	102.0
	②管理運営収支計画 経費縮減に向けた取組	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	17.0
(4)団体の実績、管理能力、施設管理体制	①団体の構成・経営状況 (資本金、グループ企業、役員等)	10.0	1.2	1.6	1.6	1.6	1.6	7.6
	②応募者の管理実績（他自治体からの受託実績）	15.0	2.4	2.4	2.4	2.4	3.0	12.6
	③労働関係法令の遵守	10.0	1.2	1.6	1.2	2.0	1.6	7.6
	④職員研修	10.0	1.2	1.6	1.2	1.6	1.6	7.2

	⑤安全対策・緊急時対策	10.0	1.6	1.6	1.6	2.0	1.6	8.4
	⑥情報公開・個人情報保護の体制	10.0	1.2	1.6	1.2	2.0	1.6	7.6
	⑦環境対策	10.0	1.2	1.6	1.2	1.6	1.6	7.2
(5)地域性	①地域貢献に対する考え方	50.0	6.0	10.0	6.0	8.0	6.0	36.0
	②地域雇用の創出（市内雇用）	25.0	4.0	4.0	4.0	5.0	4.0	21
委員別合計点		500.0	72.6	83.0	72.8	86.6	76.0	391.0

### （2）指定する団体の主な提案内容

- ・子どもを対象としたイベントの継続やライフスタイルに合わせた生涯学習プログラムの提供
- ・第三者委託や物品の調達等について、地域経済の活性化と市内企業の育成を目的に、市内企業を活用
- ・ホームページや SNS 等での発信力を上げることで、施設情報が届きやすい環境づくりに努める。

### （3）選定の理由

- ・本選定では、自主事業の提案において施設の特性を活かした前向きな提案があったほか、地域性の項目では、高い地域（市内）雇用率の実績が示され、今後の取組内容も実現性があり、地域貢献や地域雇用に積極的に取り組む姿勢が見られたことを高く評価し、選定に至った。

## 2. 施設管理・運営の内容

### （1）休館日・開館時間

- ①休館日：年末年始（12月29日から翌年1月3月まで）
- ②開館時間：午前9時から午後10時まで

### （2）本事業を向上させる計画

- ・多世代交流イベントの開催による、施設の認知度向上
- ・コーヒーメーカーの設置とドーナツ等の焼き菓子の販売
- ・リーフレットや広報チラシのホームページへの掲載や近隣施設への配架依頼
- ・子どもを対象としたイベントの継続
- ・意見箱やホームページ、SNS からの意見収取
- ・スポーツ利用者向けの足湯の設置

### （3）利用料金の考え方

- ・利用率の低い和室及び創作活動室について、自主事業での積極的な利用や市民への積極的な周知に努め、稼働率の向上を図る旨、提案があった

#### (4) 経費節減に関する考え方

- ・有資格者のスタッフによる小修繕や不具合発生時の一時対応
- ・スケールメリットを活かした比較調達、集中購買等のコストセービング手法を徹底
- ・文書の電子化、データ共有化

#### 3. 主な自主事業

- ・書道、陶芸や英会話などの文化・教養講座
- ・ヨガ、エアロビクスや卓球などの運動講座
- ・キッズダンス、子ども習字教室などの子ども向け講座

#### 4. 収支計画

(単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収 入(a)	36,590	37,610	38,690	40,030	41,670
指定管理料	26,220	27,240	28,320	29,660	31,300
利用料金収入	10,370	10,370	10,370	10,370	10,370
支 出(b)	36,590	37,610	38,690	40,030	41,670
管理運営費支出	36,590	37,610	38,690	40,030	41,670
収 支(a)-(b)	0	0	0	0	0

※収支における余剰金は、指定管理者の収入とする。

#### 5. 指定する団体の主な管理実績

施設名	業務名	期間
和泉市生涯学習サポート館	施設運営業務	平成 22 年度から現在
魚崎財産区会館及び魚崎わかばサロン	施設運営業務	平成 22 年度から現在
摂津市立正雀市民ルーム	施設運営業務	平成 26 年度から現在

補正予算説明書  
(和泉市生涯学習サポート館管理運営事業)

生涯学習推進室

1. 補正の金額  
142,740 千円

2. 補正の理由  
和泉市生涯学習サポート館の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をする必要がある。  
これが、歳出補正予算を要求する理由である。

施設名 : 和泉市生涯学習サポート館  
所在地 : 和泉市三林町1273番地の1  
指定管理期間 : 令和8年4月1日から令和13年3月31日

3. 補正の内容

(款)9 教育費 (項)5 社会教育費 (目)2 社会教育推進費  
821006 生涯学習センター管理運営事業 12 委託料

(単位:千円)

年度	金額	説明
令和7年度～令和12年度	142,740	生涯学習サポート館指定管理料

## 令和7年市議会第4回定例会 厚生文教委員会付託議案補足資料

公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）

## 1. 指定管理者の選定

### （1）選定の方法等

公募・非公募の別	応募団体数	選定委員会の開催
公募	5団体	開催

#### ①応募団体

- ・公益財団法人大阪YMC A
- ・株式会社K U L（辞退）
- ・株式会社フラット・フィールド・オペレーションズ（辞退）
- ・近鉄ファシリティーズ株式会社（辞退）
- ・株式会社市兵衛（辞退）

#### ②審査結果

評価項目	配点	指定団体
施設管理に関する基本的な考え方	50.0	34.0
施設の効用を最大限に発揮するための提案	150.0	90.4
経費（指定管理料）	150.0	140.0
団体の実績、管理能力・施設管理体制	75.0	48.4
地域性	75.0	48.0
合計	500.0	360.8

（最低基準点：300点）

③項目ごとの採点（委員ごと）

評価項目	採点項目	合計 配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計 得点
(1)施設管理に関する基本的な考え方	公の施設の公共性・公平性の考え方（社会的弱者への配慮を含む）	20.0	3.2	2.4	2.4	3.2	2.4	13.6
	利用者に対する理念・基本方針	15.0	2.4	1.8	1.8	3.0	1.8	10.8
	施設の維持管理計画（職員体制を含む）	15.0	1.8	1.8	1.8	2.4	1.8	9.6
(2)施設の効用を最大限に発揮させるための提案	施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組み	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	2.0	15.0
	特に閑散期（10月～2月）の稼働率向上に向けた具体的な取組み	25.0	2.0	3.0	3.0	3.0	2.0	13.0
	利用促進のための広報活動	10.0	1.2	1.2	1.2	1.2	0.4	5.2
	利用者の利便性の向上に向けた取組み（施設予約方法の利便性向上提案含む）	20.0	2.4	2.4	2.4	3.2	2.4	12.8
	利用者の意見を反映するための方策	10.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	6.0
	休館日、時間延長の考え方	10.0	1.2	1.2	1.2	1.6	1.2	6.4
	本事業を向上させる計画	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	16.0
	自主事業計画に関する基本的な考え方	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	16.0
	(3)経費（指定管理料）	指定管理料の額	125.0	25.0	25.0	25.0	25.0	125.0

	・管理運営収支計画 ・経費縮減に向けた取り組み ・収入見込額を超える利用料金の市への納付	25.0	3.0	2.0	3.0	4.0	3.0	15.0
(4)団体の実績、管理能力、施設管理体制	団体の構成・経営状況（資本金、グループ企業、役員等）	15.0	1.8	1.2	1.8	1.8	1.2	7.8
	応募者の管理実績（他自治体からの受託実績）	10.0	1.2	1.2	1.6	1.2	1.2	6.4
	労働関係法令の遵守・職員研修	15.0	2.4	1.8	2.4	2.4	1.8	10.8
	安全対策・緊急時対策	15.0	1.8	1.8	2.4	2.4	1.8	10.2
	情報公開・個人情報保護の体制	10.0	1.2	1.2	1.6	1.6	1.2	6.8
	環境対策	10.0	1.2	1.2	1.2	1.6	1.2	6.4
(5)地域性	地域貢献に対する考え方	50.0	6.0	6.0	6.0	8.0	6.0	32.0
	地域雇用の考え方	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	16.0
委員別合計点		500.0	71.0	68.4	72.0	82.8	66.6	360.8

## (2) 指定する団体の主な提案内容

- ・施設利用者の利便性向上として、汎用性の高い民間予約サイトの活用や送迎バスプランの企画
- ・本事業を向上させる計画として、キャッシュレス決済の導入や新たな施設であるサウナ施設の活用
- ・地域貢献に対する考え方として、食材やケータリングを地元企業へ発注

## (3) 選定の理由

- ・本選定では、新たな施設（サウナ施設やBMXコース）の活用提案を重視しており、特にサウナ施設の料金設定について、安価な価格設定を行う提案は、より具体性が高かった点を評価し選定に至った。

## 2. 施設管理・運営の内容

### (1) 休館日・開館時間

①休館日：毎週水曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3月まで）

※水曜日が祝日の場合は開館日とし、翌営業日を休館日とする。

※上記の場合、教育委員会と協議の上、運営に支障のない範囲内で振替休館日を設定することができる。

②開館時間：午前9時から午後10時まで

※宿泊利用がある場合は、午前9時から翌日午前9時

### (2) 本事業を向上させる計画

- ・インターネット予約システムやキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上
- ・ケータリングサービスの充実
- ・公衆Wi-Fiの整備
- ・利用者の声の積極的な反映
- ・ターゲットを明確にした利用促進
- ・WebとSNSを活用したタイムリーな情報発信
- ・オフィスコスト、エネルギーコスト、オペレーションコストの3つの側面から経費削減を推進
- ・料理教室の開催や意見交換会を設け地元との交流
- ・P D C Aサイクルによる継続的な事業改善
- ・BMXの技術向上を支援するコミュニティ形成
- ・サウナ施設を活用したパックプランの作成（BMX×サウナ・森林浴×サウナ等）

### (3) 利用料金の考え方

- ・サウナ施設の料金設定について安価な価格設定を行う提案があった。

### (4) 経費節減に関する考え方

- ・IoTの活用により人員配置の削減及び固定費の削減
- ・大量購入体制を活用しリース料等の低減、ペーパーレス化等オフィスコストの削減
- ・光熱費等のプランを見直した削減計画への取組
- ・会議のオンライン化による旅費交通費の削減、業務整理を行いオペレーションコストの削減

## 3. 主な自主事業

- ・健康増進、リラクゼーション、環境学習、SDGs学習等をテーマにしたイベント等の開催
- ・アウトドア、サウナ体験、自然活動体験をベースとしたイベントの企画
- ・登録制クラブ活動（まきお山こどもアウトドアクラブ、まきお山ファミリーアウトドアクラブ）
- ・一般募集型のキャンププログラム（ファミリーキャンプ、宿泊キャンプ、国際交流プログラム）
- ・ケータリングサービスの充実、サウナ飯や健康食品の提供により特別な体験を創出

#### 4. 収支計画

(単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収 入(a)	16,400	62,880	63,390	64,300	64,910
指定管理料	16,000	51,000	51,000	51,000	51,000
利用料金収入	0	9,000	9,500	10,000	10,500
その他収入	400	2,880	2,890	3,300	3,410
支 出(b)	15,980	61,330	61,680	62,210	63,290
管理運営費支出	15,980	61,330	61,680	62,210	63,290
その他支出	0	0	0	0	0
収 支(a)-(b)	420	1,550	1,710	2,090	1,620

※収支計画で提案した収支差引額を上回る額が生じた場合は、その超過分をすべて市に納付

#### 5. 指定する団体の主な管理実績

施設名	業務名	期間
和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース	施設運営業務	令和 4 年度から現在
和泉市温水プール（サン燐プール）	施設運営業務	令和 6 年度から現在
紀泉わいわい村	施設運営業務	平成 15 年度から令和 4 年度まで

**補正予算説明書**  
**(和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース管理運営事業)**

生涯学習推進室

**1. 補正の金額**  
 220,000 千円

**2. 補正の理由**

和泉市立青少年の家及び和泉市立槇尾山森林浴コースの指定管理者の指定にあたり、  
 地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をする必要がある。  
 これが、歳出補正予算を要求する理由である。

公の施設の位置及び名称	指定の期間
和泉市槇尾山町1番地の21 和泉市立青少年の家	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
和泉市槇尾山町1番地の13ほか 和泉市立槇尾山森林浴コース	

**3. 補正の内容**

(款)9 教育費 (項)5 社会教育費 (目)4 青少年の家費  
 821013 青少年の家・槇尾山森林浴コース管理運営事業 12 委託料

(単位：千円)

年度	金額	説明
令和7年度～令和12年度	220,000	青少年の家・槇尾山森林浴コース指定管理料

## 令和7年市議会第4回定例会 厚生文教委員会付託議案補足資料

## 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立図書館）

## 1. 指定管理者の選定

## (1) 選定の方法等

公募・非公募の別	応募団体数	選定委員会の開催
公募	2団体	開催

## ①応募団体

- ・株式会社図書館流通センター
- ・シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（辞退）

## ②審査結果

評価項目	配点	指定団体
施設管理に関する基本的な考え方	50.0	33.6
施設の効用を最大限に發揮するための提案	125.0	86.0
経費（指定管理料）	175.0	167.0
団体の実績、管理能力・施設管理体制	100.0	74.6
地域性	50.0	34.0
合計	500.0	395.2

（最低基準点：300.0点）

③項目ごとの採点（委員ごと）

評価項目	採点項目	合計 配点	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計 得点	
(1)施設管理 に関する基本 的な考え方	公の施設の公共性・公平性の考 え方（社会的弱者への配慮を含 む）	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	17.0	
	利用者に対する理念・基本方針	10.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.6	6.4	
	施設の維持管理計画（職員体制 を含む）	15.0	2.4	1.8	1.8	1.8	2.4	10.2	
(2)公の施設 の効用を最大 限に發揮させ るための提案	施設利用 の促進に 向けた方 策	施設の稼働率・集客 力向上のための具体 的な取組	25.0	4.0	4.0	4.0	4.0	19.0	
		利用促進のための広 報活動	10.0	0.8	1.2	1.2	1.2	5.6	
	市民サー ビズの向 上	利用者の利便性の向 上に向けた取組	15.0	1.8	1.8	2.4	1.8	10.2	
		利用者の意見を反映 するための方策	10.0	1.2	1.2	1.2	1.2	6.0	
	自主事業	提案項目	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	16.0	
		自主事業の方針・計 画	25.0	3.0	3.0	4.0	5.0	19.0	
		自主事業収支計画	15.0	2.4	1.8	1.8	1.8	10.2	
(3)経費（指 定管理料）	指定管理料の額	150.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	150.0	
	管理運営収支計画 経費縮減に向けた取組み	25.0	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	17.0	
(4)団体の実 績、管理能 力、施設管理 体制	団体（法 人）に対 する評価	団体の構成・経営状 況（資本金、グル ープ企業、役員等）	15.0	2.4	2.4	2.4	3.0	2.4	12.6
		応募者の管理実績 (他自治体からの受 託実績)	15.0	3.0	2.4	2.4	3.0	2.4	13.2
	団体の管 理体制	労働関係法令の遵守	10.0	1.6	1.2	1.2	1.2	1.6	6.8
		職員研修	15.0	2.4	1.8	1.8	2.4	2.4	10.8
		安全対策・緊急時対 策	15.0	2.4	1.8	1.8	1.8	3.0	10.8
		情報公開・個人情報 保護の体制	15.0	1.8	1.8	1.8	2.4	3.0	10.8
		環境への配慮	15.0	1.8	1.8	1.8	1.8	2.4	9.6
(5)地域性	地域貢献 の方策	地域貢献に対する考 え方	25.0	3.0	3.0	4.0	4.0	3.0	17.0
		地域雇用の創出	25.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	17.0
委員別合計点			500.0	78.2	74.2	76.8	82.6	83.4	395.2

## （2）指定する団体の主な提案内容

- ・さまざまな利用者を対象としたイベントの開催

こどもから高齢者まで、さまざまな利用者を対象としたイベントや企画を開催し、本や読書に興味を持ってもらうきっかけとする。

- ・地域資料の積極的な収集とデジタルアーカイブ化

図書館で収集した地域資料を図書館スタッフによってデジタル化作業、目録作成を行い、著作権処理が整った資料については、デジタルアーカイブシステムのプラットフォームで公開する。

- ・スポンサー制度による電子図書館コンテンツの拡充

電子図書館コンテンツの一部をスポンサー制度によって拡充。また、地元企業等に和泉市のことの読書活動推進の取組への協賛の協力を要請し、その協賛金で学校からニーズの高い電子図書館コンテンツを導入する。

## （3）選定の理由

本選定では、図書館運営に関する経験と実績に基づいた具体的かつ実現性の高い計画が示されており、利用者サービスの向上と経費縮減の両立を図る姿勢が評価された。

また、地域企業との連携や市内雇用の促進など、地域に根ざした運営方針が明確であり、今後の図書館運営の発展に寄与することが期待されることから、選定に至った。

## 2. 施設管理・運営の内容

### （1）休館日・開館時間

施設名	休館日	開館時間
和泉市立和泉図書館	毎週火曜日 (館内整理日は第2火曜日)	平日：午前9時30分から午後9時まで 土・日曜・祝日：午前9時から午後8時まで
和泉市立シティプラザ図書館	毎週金曜日 (館内整理日は第3金曜日)	午前9時30分から午後8時まで
和泉市立北部リージョンセンター図書室	毎週金曜日 (館内整理日は第3金曜日)	午前9時30分から午後8時まで
和泉市立南部リージョンセンター図書室	毎月第一金曜日(館内整理日) 毎週月曜日	午前10時から午後6時まで

※全館共通休館日：特別整理期間（年間1週間以内）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

### （2）本事業を向上させる計画

- ・図書館の最も重要なサービスのひとつであるレファレンス業務において、丁寧なレファレンス・インタビューを行い、利用者の要望を正確に把握するとともに、正確で迅速な案内ができるよう、図書館の蔵書構成等に気を配るよう徹底し、レファレンス能力の向上を図る。
- ・広報の優先度が高いイベントを確認し、広報ツールや方法等、広報手段を検討・決定し、年間広報計画を立案。計画に沿った広報活動とともに、効果測定や新たな広報ツールの検討も継続的に行う。

### (3) 利用料金の考え方

和泉図書館の集会室の存在を広く発信し、利用を促進することで、利用料収入を増加させる。

### (4) 経費節減に関する考え方

- ・図書館（南部リージョンセンター図書室を除く）の自習室で現在運用中の「座席管理システム」の機器更新について、システムの安定稼働に最低限必要な機器だけを更新することで、コスト削減を図る。
- ・図書除菌機の修理部品について、製造中止後も一定数確保することで、自前で修理作業が可能な体制を整え、現行機器の長寿命化を図る。

## 3. 主な自主事業

- ・収益確保と利用者サービスの向上のため、シティプラザ図書館において、引き続き、カップ式自動販売機を設置する。
- ・図書館のマスコットキャラクターである「ぶっくん」に関連する商品（クリアファイル等）を販売。自動販売機やオリジナル商品で得た収益を用いて、「ぶっくん」の着ぐるみ作成を企画。
- ・赤ちゃんが泣いても安心して図書館を利用できる時間を設定する「すくすくタイム」を継続して実施。

## 4. 収支計画

(単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収 入(a)	357,166	362,547	370,873	379,601	389,249
指定管理料	353,325	358,706	367,032	375,760	385,408
利用料金収入	3,544	3,544	3,544	3,544	3,544
その他収入	297	297	297	297	297
支 出(b)	357,166	362,547	370,873	379,601	389,249
管理運営費支出	311,157	315,727	322,588	329,784	337,842
その他支出	46,009	46,820	48,285	49,817	51,407
収 支(a)-(b)	0	0	0	0	0

※収支における余剰金は、指定管理者の収入とする。

## 5. 指定する団体の主な管理実績

施設名	業務名	期間
大阪府立中央図書館	図書館運営管理業務	平成27年4月～現在
大阪府中之島図書館	図書館運営管理業務	令和3年4月～現在
枚方市立市駅前図書館	図書館運営管理業務	令和6年6月～現在

## 補正予算要求説明（和泉市立図書館管理運営事業）

生涯学習推進室

## 1. 補正の金額

1,840,231 千円

## 2. 補正の理由

和泉市立図書館（和泉図書館、シティプラザ図書館、北部リージョンセンター図書室、南部リージョンセンター図書室の2館2室）の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をする必要がある。

これが、歳出補正予算を要求する理由である。

公の施設の位置及び名称	指定の期間
和泉市府中町一丁目20番1号 和泉市立和泉図書館	
和泉市いぶき野五丁目4番7号 和泉市立シティプラザ図書館	令和8年4月1日から
和泉市太町552番地 和泉市立北部リージョンセンター図書室	令和13年3月31日まで
和泉市仏並町398番地の1 和泉市立南部リージョンセンター図書室	

## 3. 補正の内容

(款)9 教育費 (項)5 社会教育費 (目)10 図書館費  
844001 図書館管理運営事業 12 委託料

(単位：千円)

年度	金額	説明
令和7年度～令和12年度	1,840,231 千円	図書館指定管理料

補正予算説明書  
((仮称) 富秋学園整備事業)

学校園管理室

### 1. 事業概要

事業者 : 奥村組・内藤建築事務所・テクノ工営特定建設工事共同企業体  
 契約金額 : 6,880,390,000円（うち施工分:6,523,000,000円）  
 工期 : 令和5年12月15日～令和10年3月31日  
 主な内容 : 基本設計、実施設計、既存校舎先行除却、新校舎建設、既存校舎除却、グラウンド整備、外構整備

### 2. 補正理由

令和5年12月の設計施工契約を締結し、令和10年3月までを工期として事業を実施中であるが、契約締結時点より物価上昇や人件費増が続いている。

そのため、(仮称) 富秋学園整備事業設計施工契約書第43条第6項の規定に基づき、令和7年7月以降に着手していく残工事分について、事業者からインフレスライドの請求があったことから、同条第7項の規定に基づき協議のうえ、増額費用について補正予算として計上するもの。

### 3. 補正内容

継続費予算の令和8年度・9年度の年割額及びその財源について補正

設計施工契約金額 6,880,390,000円を 7,315,407,000円に 435,017千円の増額変更を行うもの

«歳出» 435,017千円 (R8:381,007千円、R9:54,010千円)

«歳入» 391,500千円 (R8:342,900千円、R9:48,600千円) → 公共施設等適正管理推進事業債  
(充当率90%、交付税参入率50%)

年度	①補正前				②補正後				増減 (②-①)					
	年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳				
		特 定 財 源		一般 財源		特 定 財 源		一般 財源		特 定 財 源		一般 財源		
		国府 支出金	地方債			国府 支出金	地方債			国府 支出金	地方債			
令和	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
5	97,500		66,600		30,900	97,500		66,600		30,900	0	0		
6	140,660		77,400		63,260	140,660		77,400		63,260	0	0		
7	1,047,880	374,475	606,000		67,405	1,047,880	374,475	606,000		67,405	0	0		
8	4,911,360	873,778	3,408,800		628,782	5,292,367	873,778	3,751,700		666,889	381,007	0		
9	1,152,600	20,000	1,019,100		113,500	1,206,610	20,000	1,067,700		118,910	54,010	0		
計	7,350,000	1,268,253	5,177,900	0	903,847	7,785,017	1,268,253	5,569,400	0	947,364	435,017	0		
												391,500		
												43,517		

※R8, R9 の年割額については、補正前の各年度の支払予定額に応じて配分

※継続費には、備品購入等の経費も含まれているため設計施工契約金額とは一致しない

#### 4. スライド額の算定方法

(スライド対象)

	令和5年12月～令和7年6月	令和7年7月～令和10年3月	総額
事業内容	・基本設計、実施設計 ・既存校舎先行除却 (特別教室棟、講堂、機械室等)	・新校舎建設 ・既存校舎除却 ・グラウンド整備 ・外構整備	—
スライド対象	×	○	—
当初請負金額	①設計・監理:260,937,300円(税抜) ②施工:360,000,000円(税抜)	①設計・監理:63,962,700円(税抜) ②施工:5,570,000,000円(税抜)	①設計・監理:324,900,000円(税抜) 〔357,390,000円(税込)〕 ②施工:5,930,000,000円(税抜) 〔6,523,000,000円(税込)〕
スライド額	0円	②施工:395,470,000円(税抜) 〔7.1%増〕	②施工:395,470,000円(税抜) 〔435,017,000円(税込)〕
変更後請負金額	①設計・監理:260,937,300円(税抜) ②施工:360,000,000円(税抜)	①設計・監理:63,962,700円(税抜) ②施工:5,965,470,000円(税抜)	①設計・監理:324,900,000円(税抜) 〔357,390,000円(税込)〕 ②施工:6,325,470,000円(税抜) 〔6,958,017,000円(税込)〕 ①+②全体金額 〔7,315,407,000円(税込)〕

$$(算定式) S = [ (P2 - P1) - (P1 \times 1/100) ]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

(仮称) 富秋学園整備事業 [基準日: 2025.7.1]

(単位: 円(税抜))

請負代金額	出来高	P1	P2※
5,930,000,000	360,000,000	5,570,000,000	6,021,170,000

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} &= [(P2 - P1) - (P1 \times 1/100)] \\
 &= 451,170,000 - 55,700,000 \\
 &= 395,470,000 \\
 &= 395,470,000 \times 1.1 \text{ (消費税率)} \Rightarrow 435,017,000 \text{ 円(税込)}
 \end{aligned}$$

※P2の算定

○「一般財団法人建設物価調査会」公表の建設物価 建築費指数(大阪、学校 RC)から算出  
建築費指数(H27年=100)

R5.12(契約締結時) … 130.0 ⇒ R7.7(基準日) … 140.5

○物価上昇率計算式

$$140.5 / 130.0 = 108.1\% \Rightarrow \text{物価上昇率: } 8.1\%$$

$$P2 = P1 (5,570,000,000) \times \text{物価上昇率 (8.1\%)} = 6,021,170,000 \text{ 円}$$

## 5. スケジュール

- ・令和7年11月～12月 令和7年市議会第4回定例会 補正予算案提出
- ・令和8年2月 令和8年教育委員会第2回定例会 議案提出（工事請負契約の変更）
- ・令和8年2月～3月 令和8年市議会第1回定例会 議案提出（工事請負契約の変更）

<参考資料>

【参考①】（仮称）富秋学園整備事業設計施工契約書（抜粋）

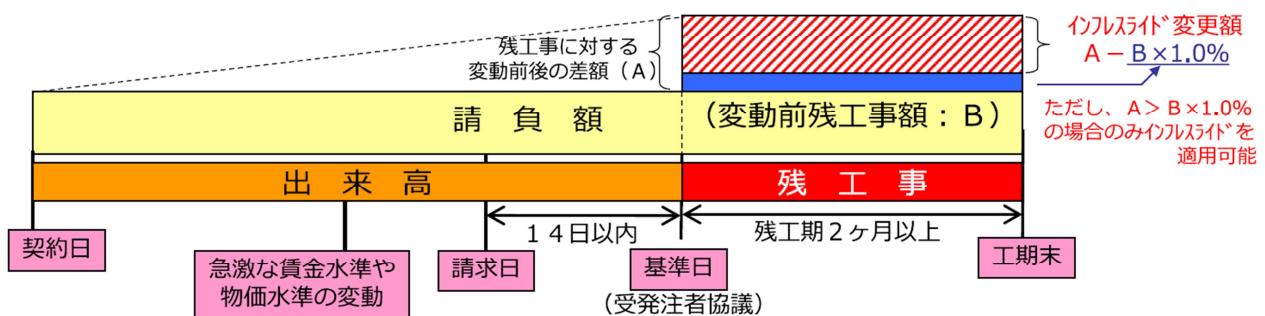
第43条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

【参考②】国土交通省資料（抜粋）

### インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）



補正予算説明書  
(学校施設大規模改修事業)

学校園管理室

**1. 補正理由**

現在、これまでに改修履歴のない築20年以上の校舎を対象に、「和泉市教育施設等長寿命化計画（令和7年度末改訂予定）」に基づき、老朽化する校舎の大規模改修、トイレの洋式化等に計画的に取り組んでいる。

本計画の改訂案では、令和5年度から令和14年度において28棟の校舎を大規模改修工事の対象とし、令和8年度においては5棟、令和9年度においては4棟の改修工事を計画している。

については、令和8年度に工事を計画する5棟の工事費と工事監理費の補正予算、繰越明許費に加え、令和9年度に工事を計画する4棟の設計委託料について債務負担行為を補正予算として計上するもの。

令和8年度に実施する工事については、工事期間を考慮すると令和8年7月に工事着手が必要で、令和7年市議会第4回定例会において工事費等の補正予算を措置のうえ、事業者選定及び契約手続きを進め、令和8年市議会第2回定例会にて契約に係る議決を頂き、事業に着手する必要がある。

また、令和9年度に実施する工事についても、令和9年度中に工事を完了させるためには、令和7年度中に設計業務に着手し、令和8年10月末までに設計金額を整理したうえで、令和8年度に予定する工事と同様の手続きが必要となるもの。

**2. 補正内容**

(1) 令和8年度施工分

«歳出»

工事費 997,700千円 ←繰越明許費の設定 (R7⇒R8)

委託料〔工事監理〕 20,700千円 ←繰越明許費の設定 (R7⇒R8)

小計 1,018,400千円

«歳入»

市債〔工事・工事監理〕 763,600千円 ←学校教育施設等整備事業債（充当75%、交付税50%）

【財源内訳】

(単位:千円)

学校名	①事業費	②国費*	③市債	④一般財源 (①-②-③)	備考
伯太小学校	147,400	0	110,500	36,900	工事
北池田小学校	207,700	0	162,600	54,200	工事
	9,100	0			工事監理
緑ヶ丘小学校	177,500	0	133,100	44,400	工事
郷荘中学校	181,300	0	135,900	45,400	工事
南池田中学校	283,800	0	221,500	73,900	工事
	11,600	0			工事監理
合計	1,018,400	0	763,600	254,800	

\*②国費は、学校施設環境改善交付金を活用予定（内示前のため0と記載）

※補正予算の計上と併せて、繰越明許費を設定

(2) 令和9年度施工分

『債務負担行為』

委託料〔設計〕 35,390千円 (R7～R8)、限度額 35,390千円

【財源内訳】

(単位:千円)

学校名	①事業費	②国費	③市債	④一般財源 (①-②-③)	備考
芦部小学校	7,280	0	5,400	1,880	設計
北池田小学校	9,080	0	6,800	2,280	設計
北松尾小学校	11,300	0	8,400	2,900	設計
和泉中学校	7,730	0	5,700	2,030	設計
合計	35,390	0	26,300	9,090	

※R7～R8 の債務負担行為を設定

3. スケジュール (予定)

(1) 令和8年度施工分

令和8年1月～	業者選定手続き
令和8年5月	仮契約締結
	工事請負契約締結議案提出 (令和8年教育委員会第5回定例会)
令和8年6月	工事請負契約締結議案提出 (令和8年市議会第2回定例会)
令和8年7月～	工事 (令和9年2月末まで)

(2) 令和9年度施工分

令和8年1月～	業者選定手続き
令和8年3月	契約締結
令和8年3月～	実施設計 (令和8年10月末まで)

[参考] 和泉市教育施設等長寿命化計画 改訂案

令和5年度から令和14年度において28棟の校舎を対象

年度	棟数	改修実施棟	
		小学校	中学校
R5	1		北池田中①
R6	1	いぶき野小①	
R7	1	国府小①	
R8	5	伯太小①、北池田小①、緑ヶ丘小①	郷荘中、南池田中①
R9	4	芦部小①、北池田小②、北松尾小	和泉中①
R10	3	いぶき野小②	和泉中②、石尾中①
R11	4	伯太小②、南池田小①	北池田中②、南池田中②
R12	4	国府小②、芦部小②	北池田中③、南池田中③
R13	3	緑ヶ丘小②、青葉はつが野小①	石尾中②
R14	2	国府小③、青葉はつが野小②	

補正予算説明書  
(いぶき野小学校給食室改修事業)

学校園管理室

1 補正の理由

給食室については、老朽化対策及び衛生環境の向上を図るため、給食室のドライ化改修を計画的に実施する必要がある。

また、給食調理業務委託については、給食調理員の配置人員の不足が生じないよう、退職者の推移を勘案しながら導入を進めており、ドライ化改修が完了した学校から調理業務委託を導入することを原則としている。

給食調理業務委託は、新たに、令和8年度に信太中学校で、令和9年度には、(仮称)富秋学園での導入を予定しており、令和9年度の時点で、26校中13校において委託する予定としている。

令和9年度以降の予定については、令和13年度に新規校を追加する予定であったが、退職者の推移等を踏まえると、令和11年度に新規校を追加する必要が生じたため、令和9年度の夏休み期間を中心に給食室のドライ化改修工事を実施する必要がある。

このことから、令和7年度中に設計業務に着手し、令和8年10月末までに設計金額を整理したうえで、令和8年市議会第4回定例会にて工事費等の補正予算を措置のうえ、事業者選定及び契約手続きを進め、ドライ化改修工事に着手する必要があるため、設計委託料について債務負担行為を補正予算として計上するもの。

2 補正の内容

【債務負担行為】いぶき野小学校給食室改修事業 (設計委託料)

令和7年度～令和8年度 限度額：9,023千円

3 スケジュール (予定)

令和8年1月	業者選定手続き
令和8年3月	契約締結
令和8年3月～	実施設計 (令和8年10月末まで)

(参考)

【これまでのドライ化改修工事実施状況等】

(委託化年度順)

No	校名	児童生徒数	建築年	改修年	面積(m <sup>2</sup> )	委託化年度
1	石尾中学校	641	H26	-	402	H28
2	北池田中学校	721	H04	H26	200	H29
3	南池田中学校	768	S58	H26	246	H29
4	南松尾はつが野学園	925	H28	-	375	H29
5	郷荘中学校	634	S48	H27	130	H30
6	和泉中学校	864	S41	H29	223	R01
7	光明台中学校	477	S53	H30	161	R01
8	青葉はつが野小学校	824	H18	-	392	R03
9	国府小学校	619	H11	-	351	R05
10	北松尾小学校	644	H16	-	434	R06
11	楳尾学園	394	R06	-	302	R07
12	信太中学校	438	S46	R06	230	R08
13	(仮称)富秋学園	418	R08	-	400	R09

- ・1～11 の学校は、既に給食調理業務委託を実施
- ・12 の信太中学校は、令和 8 年度から給食調理業務委託を実施予定
- ・13 の（仮称）富秋学園は、令和 9 年度から給食調理業務委託を実施予定

【ドライ化改修工事未実施校の状況】

光明台中学校区並びに信太中学校区の小学校については、義務教育学校への移行時の対応を想定し、現時点でのドライ化改修工事の対象校は 8 校。

今後については、1 校ごとに行っている給食調理業務委託の費用対効果等を勘案し、近隣の複数学校を集約した業務委託を視野に検討した結果、令和 9 年度はいぶき野小学校、令和 10 年度は和気小学校においてドライ化改修工事を行う予定。

令和 11 年度以降は、今後検討を行う。

今後のドライ化改修工事対象校 (学校設置条例順)

No	校名	児童生徒数	建築年
1	和気小学校	564	S48
2	伯太小学校	433	S49
3	黒鳥小学校	459	S45
4	芦部小学校	487	S47
5	北池田小学校	600	S56
6	いぶき野小学校	749	H04
7	南池田小学校	484	S45
8	緑ヶ丘小学校	517	S48

## 補正予算説明書（惣ヶ池こどもグラウンド用地購入）

生涯学習推進室

## 1 補正の金額

【歳出】 29,779千円

## 2 補正の理由

惣ヶ池こどもグラウンドの土地のうち、旧泉北水道企業団が所有していた王子町 491-1、495-1（現在は和泉市、泉大津市、高石市の3市共有名義）について、令和3年3月31日付け「泉北水道企業団の解散に伴う財産処分についての覚書」に基づき、泉大津市、高石市から取得する必要がある。

取得時期については、令和7年度に取得する手続きを行う旨を3市で合意しており、令和7年9月に土地鑑定が完了したことから公有財産購入費に係る補正予算を計上しようとするもの。

## 3 補正の内容

予算科目	令和7年度 当初予算額	令和7年度 12月補正要求額	計
体育施設管理運営事業 公有財産購入費	0千円	29,779千円	29,779千円
合計	0千円	29,779千円	29,779千円

(内訳)

- ①和泉市王子町 491 番 1 14,736 千円  
 ②和泉市王子町 495 番 1 15,043 千円

## 4 対象地概要

## (1)対象地詳細

地番	実測面積 (m <sup>2</sup> )	単価 (円/m <sup>2</sup> )	所有者名	持ち分	合計 (円)
①和泉市王子 町 491 番 1	1136.83	18,950	泉大津市	384/1000	8,273,000
			高石市	300/1000	6,463,000
②和泉市王子 町 495 番 1	1160.45		泉大津市	384/1000	8,445,000
			高石市	300/1000	6,598,000

計 29,779,000 円

(2)土地所有者の状況

対象地	所有者	備考
491-1	和泉市 高石市 泉大津市	高石市と泉大津市の持ち分については、補正予算 計上後に購入予定
495-1		
490-3	泉大津市 南王子財産区	無償貸与を継続する。
504-2		
504-5	王子財産区 南王子財産区	無償貸与を継続する



5 スケジュール  
令和8年1月～3月 売買契約および登記事務

**和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の  
一部改正について（概要）**

学校教育室

**1 主な改正の理由**

本市の任期付市費負担教育職員については、府費負担教育職員と給料月額その他待遇の均衡を図っているところ、今般大阪府人事委員会の勧告等に基づき、府費負担教育職員の給与が改正されるため、それに合わせて条例を改正する必要がある。

**2 主な改正の内容**

(1) 第7条及び第8条に規定する期末・勤勉手当の支給率を改正する。

区分		6月期	12月期	合計
令和7年度 (現行)	期末	1.25月	1.25月	2.5月
	勤勉	1.05月	1.05月	2.1月
	計	2.3月	2.3月	4.6月
令和7年度 (改正後) ※①	期末	1.25月	1.275月 (+0.025月)	2.525月
	勤勉	1.05月	1.075月 (+0.025月)	2.125月
	計	2.3月	2.35月 (+0.05月)	4.65月
令和8年度 (改正後) ※②	期末	1.2625月 (+0.0125月)	1.2625月 (+0.0125月)	2.525月
	勤勉	1.0625月 (+0.0125月)	1.0625月 (+0.0125月)	2.125月
	計	2.325月 (+0.025月)	2.325月 (+0.025月)	4.65月

(2) 別表（第2条関係）の給料月額を改正する。

※増額幅 6,500円～12,200円

(3) 第3条に規定する教職調整額を改正する。

現行：4% 改正後：10%

※附則により、段階的な引上げとする。

改定時期	R8.1.1	R9.1.1	R10.1.1	R11.1.1	R12.1.1	R13.1.1
教職調整額	5%	6%	7%	8%	9%	10%

※教職調整額：教員は、一般行政職とは異なる勤務態様を持つため、その特殊性を考慮し、教員の勤務時間を長短によらず包括的に評価したうえで、労働基準法上の超過勤務手当および休日給にかわって支給される給料。

(4) 週休日等の教員特殊業務手当を次のように改正する。(第4条)

支給対象業務	現行		改正後	
	従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
非常時の児童又は生徒の保護又は緊急の防災・復旧作業	7時間45分以上	8,000円	4時間以上	8,000円
	5時間以上	4,000円		
	7時間45分未満			
児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う緊急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	7時間45分以上	7,500円		
	5時間以上	3,750円		
	7時間45分未満			

※改正後の規定は、令和8年1月1日以降に従事した業務に適用する。

### 3 施行期日

- (1) -①及び(2)について、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- (3) 及び(4)について、令和8年1月1日から施行する
- (1) -②について、令和8年4月1日から施行する。

## 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

こども未来室

### 1 主な改正の理由

国の基準改正に伴う条例改正。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正（公布：R7.9.16、施行：R7.9.16）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 主な改正の内容

家庭的保育事業者等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う事業者ことで、本市においては、小規模保育事業を行う施設として、「みのり小規模保育園」が該当する。

家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に対し、利用開始時の健康診断と、利用開始後に少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないとされている。

これまで、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合で、その内容が家庭的保育事業の利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、家庭的保育事業者等が結果を把握するときは、利用開始時の健康診断を免除できるとされていた。

今回の改正にて、家庭的保育事業者等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健法第12条又は第13条に基づく健康診査が行われた場合には、利用開始時の健康診断に加えて、定期健康診断及び臨時の健康診断も免除できることを新たに追加するもの。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 和泉市職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

こども未来室

**1 主な改正の理由**

公立保育園に勤務する職員の給食費の徴収方法は、これまで現金徴収としていたが、集金事務の効率化と現金取り扱いのリスク軽減を図る観点から、今後は給与天引きとするため、必要な規定整備を行うもの。

**2 主な改正の内容**

給与天引きできるものは、条例で規定する必要があるため、和泉市職員の給与に関する条例第44条に職員の給食費を控除できる規定を追加する。

第44条 職員の給与から控除できるものは、法律で特に認められたものを除くほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 金融機関に支払うべき職員の定期的積立金及び返還金の額
- (2) 職員が契約した団体生命保険及び損害保険の保険料
- (3) 職員の福利厚生を目的とした団体に支払うべき職員の費用
- (4) 職員団体に支払うべき職員の費用
- (5) 市立保育所等に勤務する職員の給食費の額

**3 施行期日**

令和8年4月1日から施行。

**(参考)**

給食費の月額：5,400円（ほか週4日勤務4,320円、週3日勤務3,240円）

対象者数 : 約300人（正職員、任期付職員、会計年度任用職員、再任用職員）

令和7年和泉市議会第4回定例会における財産取得について  
 ((仮称) 和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式)【概要】

学校園管理室

## □案件

財産取得について ((仮称)和泉市立富秋学園給食室厨房機器一式)

## □概要

令和5年和泉市議会第1回定例会にて、継続費にて予算計上した、(仮称) 和泉市立富秋学園整備事業における給食室厨房機器の購入について、指名競争入札により、31,790千円で仮契約をしており、本契約の締結には、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を要することから、令和7年第4回定例会において議決を求める、本契約を締結しようとするもの。

## □契約方法

指名競争入札（入札日：令和7年10月7日）

## □仮契約日

令和7年10月14日

## □仮契約締結額

31,790,000円

## □仮契約締結の相手方

大阪市生野区巽南五丁目4番14号

株式会社中西製作所大阪支店 支店長 堀田 敦志

## □納入期限

令和9年3月19日

## □取得内容

品 名		数量	品 名		数量	品 名		数量
検収室・食品庫・下処理室			調理室					洗浄室
1	球根皮剥機	1	1	小型フードスライサー	1	1	移動台	2
2	球根受け用L型運搬車（球根皮剥機用）	1	2	移動式スライサー置台	1	2	作業台	2
3	はかり用置台	1	3	IHクッキングヒーター	1	3	受台	1
4	防水型デジタル台はかり	1	4	移動台	17	4	移動シンク	6
5	検収台	1	5	作業台（下部収納付）	1	5	1槽シンク	1
6	移動台	3	6	移動パンラック	1	6	3槽シンク	2
7	作業台	3	7	スタッキングカート	5	7	掃除用具ロッカー	1
8	シェルフ	4	8	1槽シンク	1	8	電気式トレイ消毒保管機	1
9	スタッキングカート	6	9	2槽シンク	1	9	電気式食器消毒保管機	1
10	2槽シンク	2	10	3槽シンク	1	10	電気式食缶消毒保管機	2
11	3槽シンク	2	11	掃除用具ロッカー	1	配膳室		
12	掃除用具ロッカー	1	12	冷凍庫	1	1	移動作業台	1
13	検食保存用冷凍庫	1	13	包丁・まな板消毒保管機	1	2	移動シェルフ	2
14	冷凍庫	1	14	電気式器具消毒保管機	1	3	L型運搬車	2
15	冷蔵庫	1				4	牛乳保冷庫	3
16	パススルー冷蔵庫	2				準備室		
17	包丁・まな板消毒保管機	1				1	手洗いシンク	3
18	電気式器具消毒保管機	1						

令和7年和泉市議会第4回定例会における財産取得について  
((仮称) 和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式)【概要】

学校園管理室

## □案件

財産取得について ((仮称)和泉市立北西部こども園給食室厨房機器一式)

## □概要

令和7年和泉市議会第2回定例会における債務負担行為費にて補正予算計上した、(仮称) 北西部こども園整備事業における給食室厨房機器の購入について、指名競争入札により、17,765千円で仮契約をしており、本契約の締結には、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を要することから、令和7年第4回定例会において議決を求め、本契約を締結しようとするもの。

□契約方法 指名競争入札 (入札日: 令和7年10月7日)

□仮契約日 令和7年10月9日

□仮契約締結額 17,765,000円

□仮契約締結の相手方 大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号  
株式会社アイホー大阪支店 支店長 松石 康之

□納入期限 令和9年3月19日

## □取得内容

品名		数量	品名		数量
No.	検収室・下処理室		No.	調理室	
1	防水型デジタル台はかり	1	1	小型フードスライサー	1
2	はかり用置台	1	2	移動式スライサー置台	1
3	移動台	2	3	2槽シンク	1
4	冷凍冷蔵庫	1	4	脇台	1
5	3槽シンク	1	5	ガステーブル	1
6	1槽シンク	1	6	フライヤー	1
7	上棚	1	7	作業台	1
8	包丁・まな板消毒保管機	1	8	ガスコンロ	1
9	検食保存用冷凍庫	1	9	ガスコンロ置台	1
10	作業台	1	10	ガス式立体炊飯器	1
No. 食品庫			11	パスマルチテーブル冷蔵庫	2
1	ステンレスエレクターシェルフ	2	12	折り畳み式配膳台	8
			13	移動台	2
No. 洗浄室					
1	移動シンク				1
2	2槽シンク				1
3	パンラック				1
4	ソイルドテーブル				1
5	クリーンテーブル				1
6	電気式食器消毒保管機				1
7	電気式器具消毒保管機				1

議案第 51 号 案件 1 参考：議会提出予定資料

議案第 号

工事請負契約締結について

(仮称) 北西部こども園等整備工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 契約の目的   | (仮称) 北西部こども園等整備工事                                |
| 2 契 約 者   | 和泉市長 辻 宏 康                                       |
| 3 契約の方法   | 一般競争入札   |
| 4 契 約 金 額 | 785,837,800円                                     |
| 5 契約の相手方  | 和泉市伯太町二丁目5番35-205号<br>花田建設株式会社和泉営業所<br>所長 上間 久美子 |

議案第 号参考資料

(仮称) 北西部こども園等整備工事概要

- 1 工事場所 和泉市府中町四丁目地内
- 2 工事種別 建築一式工事
- 3 工事内容 園舎(鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積 1,051.60m<sup>2</sup> 延床面積 1,827.83m<sup>2</sup>)  
駐車場整備工事  
駐車場(1) 66区画(身体障がい者用区画1区画及びおもいやり区画1区画を含む。)  
駐車場(2) 15区画(身体障がい者用区画1区画及びおもいやり区画1区画を含む。)  
自転車置場 30区画  
バイク置場 6区画
- 4 工期  
自 令和7年 月 日(議決の日)  
至 令和9年 2月26日

議案第 51 号 案件 2 参考：議会提出予定資料

議案第 号

工事請負契約締結について

(仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 契約の目的   | (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事                        |
| 2 契 約 者   | 和泉市長 辻 宏 康                                   |
| 3 契約の方法   | 一般競争入札                                       |
| 4 契 約 金 額 | 148,991,700円                                 |
| 5 契約の相手方  | 和泉市府中町四丁目708番地の3<br>オオヤ電機株式会社<br>代表取締役 大宅 孝治 |

議案第 号参考資料

(仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事概要

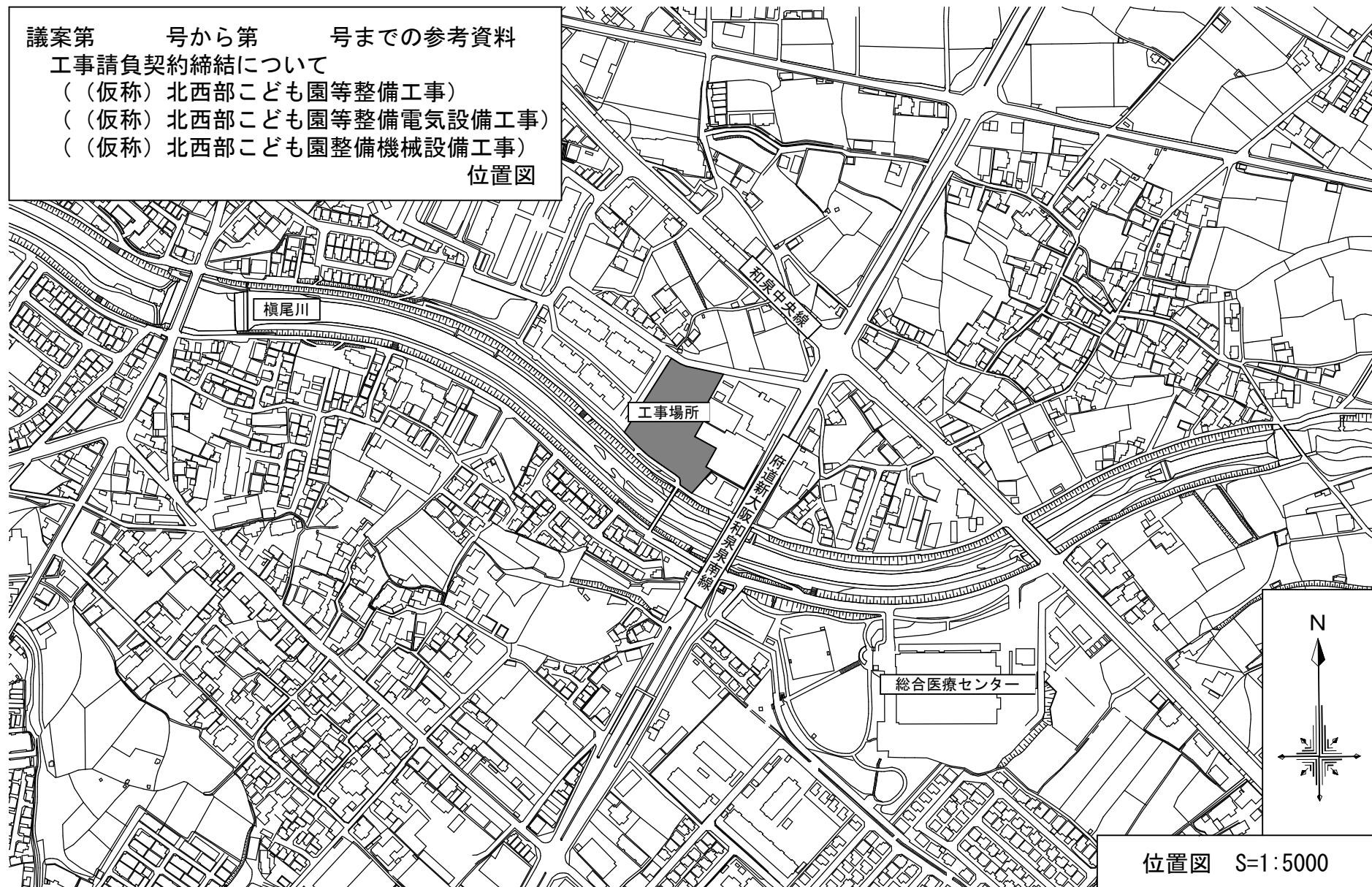
- 1 工事場所 和泉市府中町四丁目地内
- 2 工事種別 電気工事
- 3 工事内容 園舎(鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積 1,051.60m<sup>2</sup> 延床面積 1,827.83m<sup>2</sup>)  
駐車場整備工事  
駐車場(1) 66区画(身体障がい者用区画1区画及びおもいやり区画1区画を含む。)  
駐車場(2) 15区画(身体障がい者用区画1区画及びおもいやり区画1区画を含む。)  
自転車置場 30区画  
バイク置場 6区画  
上記に伴う電気設備工事一式
- 4 工期  
自 令和7年 月 日(議決の日)  
至 令和9年 2月26日

議案第 号から第 号までの参考資料

工事請負契約締結について

- (仮称) 北西部こども園等整備工事)
- (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事)
- (仮称) 北西部こども園整備機械設備工事)

位置図



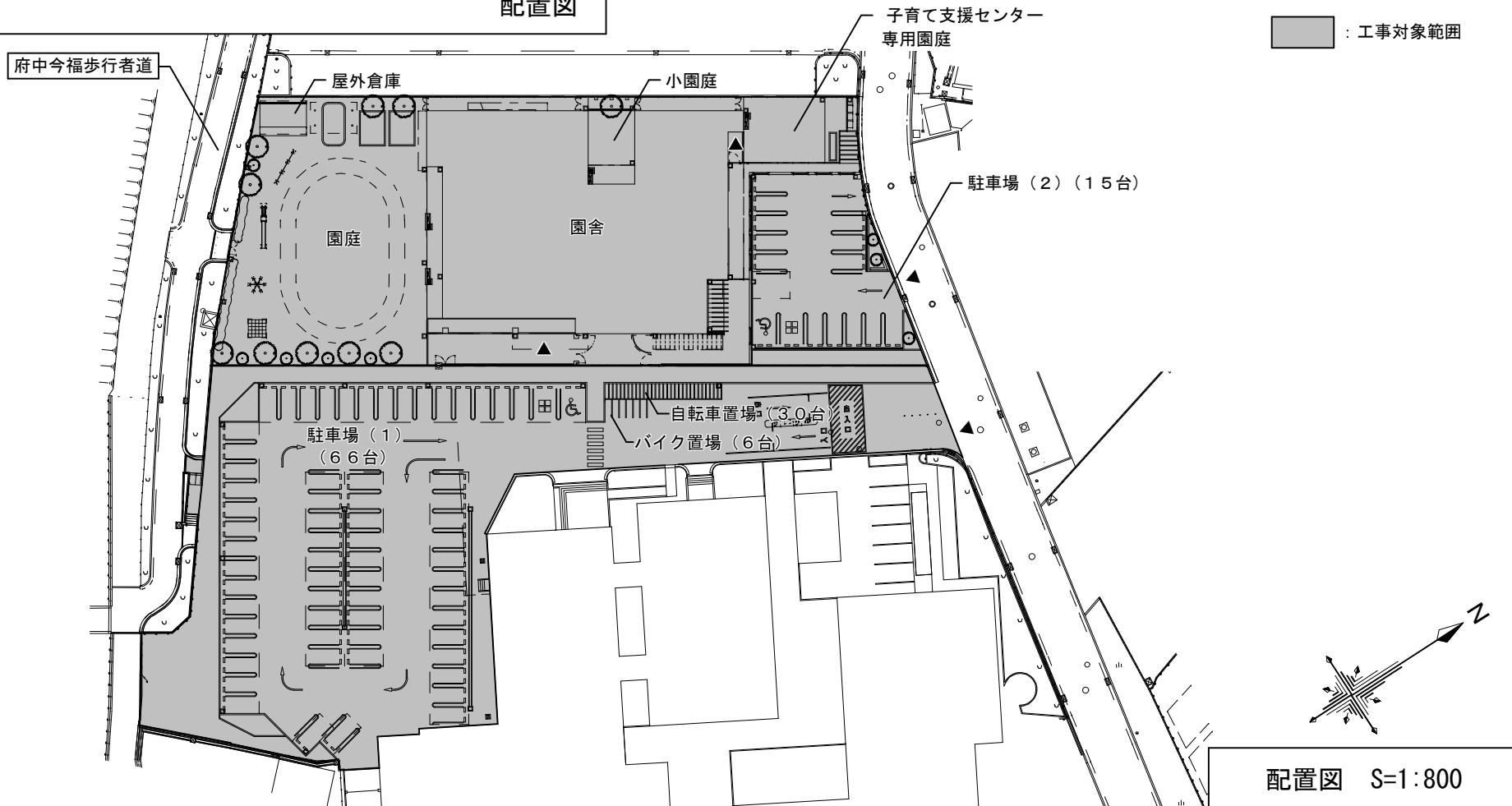
議案第 号から第 号までの参考資料

工事請負契約締結について

- (仮称) 北西部こども園等整備工事)
- (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事)
- (仮称) 北西部こども園整備機械設備工事)

配置図

■ : 工事対象範囲

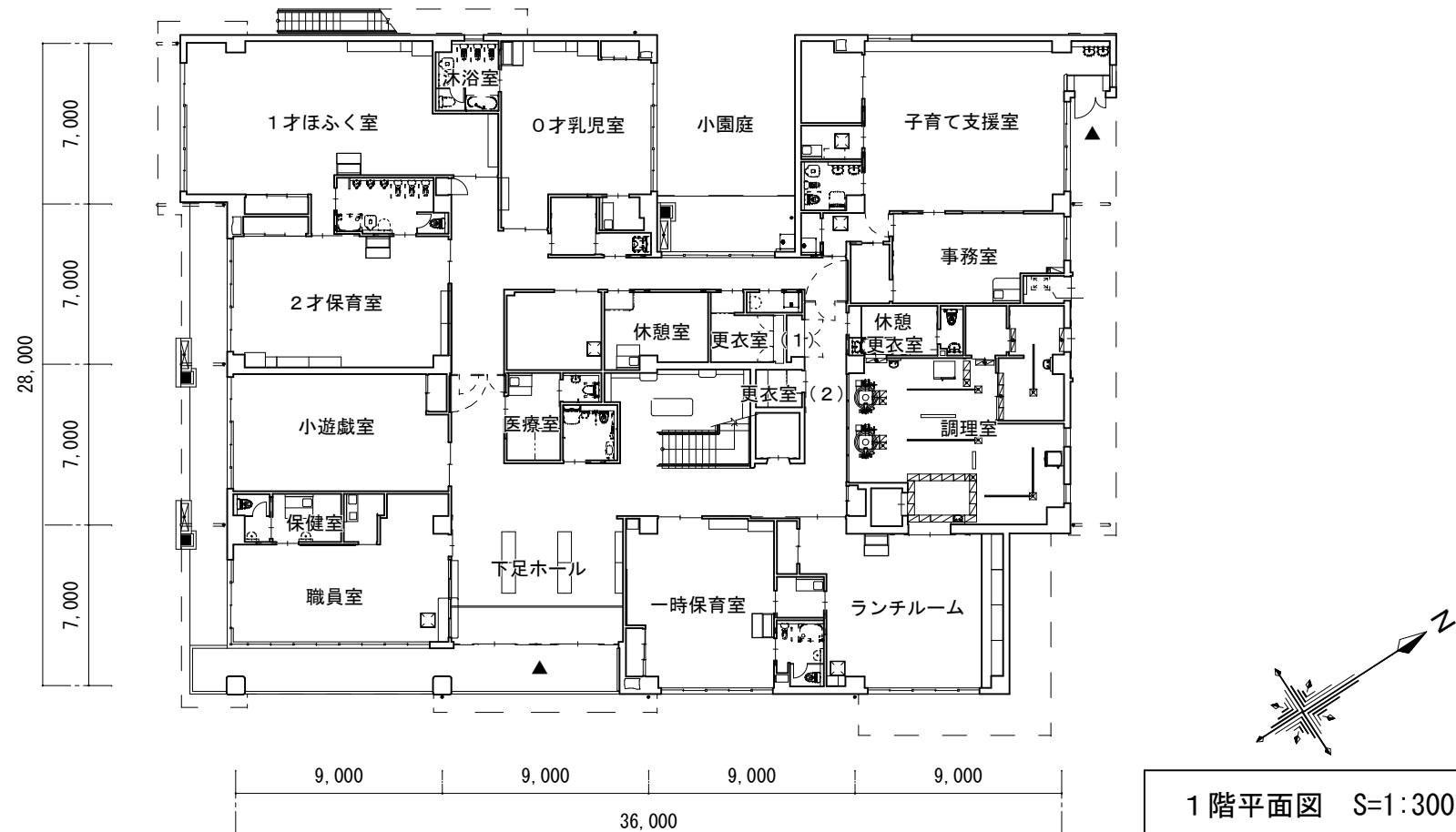


議案第 号から第 号までの参考資料

工事請負契約締結について

- (仮称) 北西部こども園等整備工事)
- (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事)
- (仮称) 北西部こども園整備機械設備工事)

1階平面図

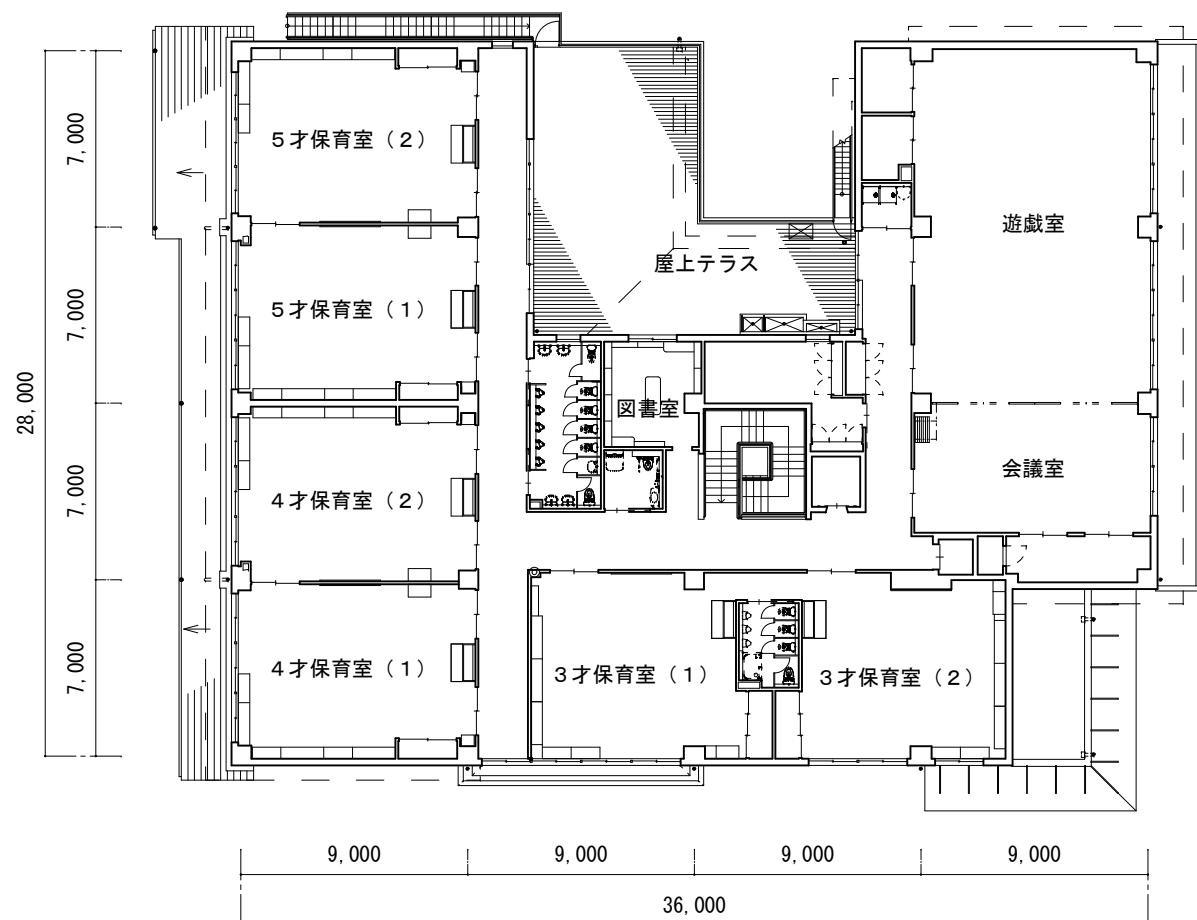


議案第 号から第 号までの参考資料

工事請負契約締結について

- (仮称) 北西部こども園等整備工事)
- (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事)
- (仮称) 北西部こども園整備機械設備工事)

2階平面図



2階平面図 S=1:300

## 議案第 号から第 号までの参考資料

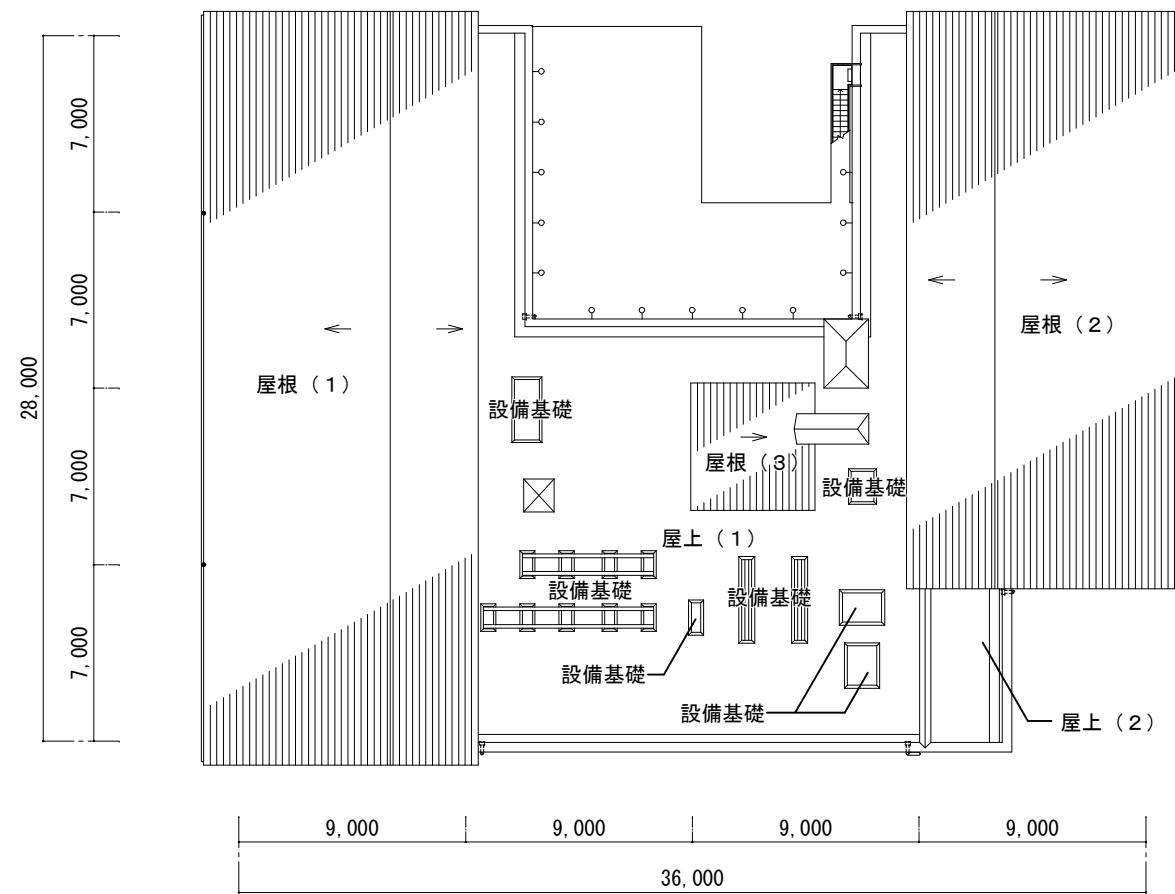
## 工事請負契約締結について

（（仮称）北西部こども園等整備工事）

(（仮称）北西部こども園等整備電気設備工事)

(（仮称）北西部こども園整備機械設備工事)

## 屋上階平面図



## 屋上階平面図 S=1:300

議案第 号から第 号までの参考資料

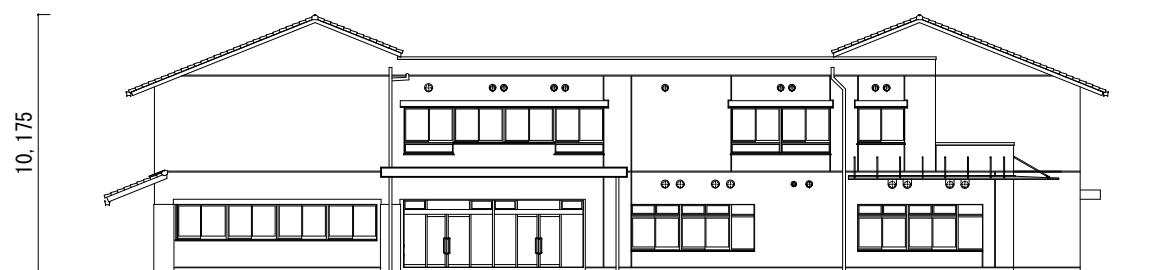
工事請負契約締結について

- (仮称) 北西部こども園等整備工事)
- (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事)
- (仮称) 北西部こども園整備機械設備工事)

立面図



北立面図



東立面図

立面図 S=1:300

議案第 号から第 号までの参考資料

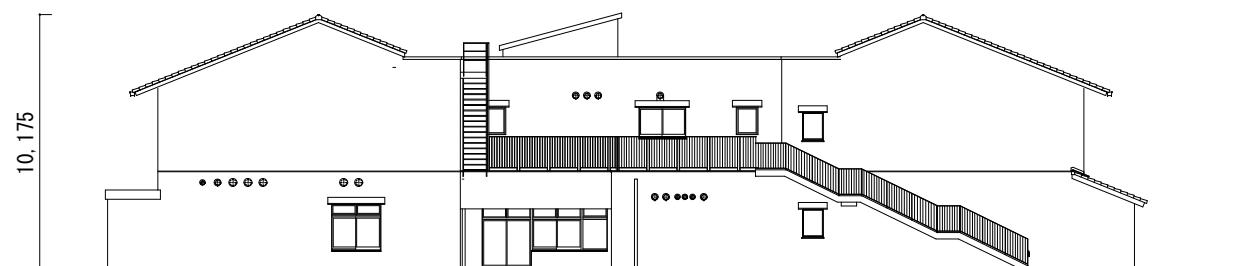
工事請負契約締結について

- (仮称) 北西部こども園等整備工事)
- (仮称) 北西部こども園等整備電気設備工事)
- (仮称) 北西部こども園整備機械設備工事)

立面図



南立面図



西立面図

立面図 S=1:300

議案第 51 号 案件 3 参考：議会提出予定資料

議案第 号

工事請負契約締結について

和泉市立青少年の家改修工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 契約の目的   | 和泉市立青少年の家改修工事   |
| 2 契 約 者   | 和泉市長 辻 宏 康  |
| 3 契約の方法   | 一般競争入札  |
| 4 契 約 金 額 | 244,053,700 円   |
| 5 契約の相手方  | 和泉市伯太町二丁目 5 番 35-201 号<br>JSC テクノス株式会社<br>代表取締役 花田 優子 |

議案第 号参考資料

和泉市立青少年の家改修工事概要

- 1 工事場所 和泉市槇尾山町地内
- 2 工事種別 建築一式工事
- 3 工事内容 鉄骨造 2階建 延床面積 1, 415. 05m<sup>2</sup> (本工事対象延床面積 1, 240. 78m<sup>2</sup>)  
サウナ棟増築、外壁改修、屋根改修、便所改修、浴室改修及びその他内装改修工事
- 4 工期  
自 令和7年 月 日 (議決の日)  
至 令和9年 1月29日

議案第 51 号 案件 4 参考：議会提出予定資料

議案第 号

工事請負契約締結について

和泉市立青少年の家改修機械設備工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 契約の目的   | 和泉市立青少年の家改修機械設備工事                                      |
| 2 契 約 者   | 和泉市長 辻 宏 康   |
| 3 契約の方法   | 一般競争入札   |
| 4 契 約 金 額 | 196,900,000円   |
| 5 契約の相手方  | 和泉市寺門町一丁目 13 番 14-101 号<br>奥田商工株式会社和泉営業所<br>営業所長 桑山 稔章 |

議案第 号参考資料

和泉市立青少年の家改修機械設備工事概要

- 1 工事場所 和泉市槇尾山町地内
- 2 工事種別 管工事
- 3 工事内容 鉄骨造 2階建 延床面積 1, 415. 05m<sup>2</sup> (本工事対象延床面積 1, 240. 78m<sup>2</sup>)  
施設改修に係る機械設備工事一式  
空調・換気設備、給排水給湯衛生設備、ガス設備、消火設備、浄化槽設備及びその他附帯工事
- 4 工期  
自 令和7年 月 日 (議決の日)  
至 令和9年 1月29日

議案第 号及び第 号参考資料

工事請負契約締結について

(和泉市立青少年の家改修工事)

(和泉市立青少年の家改修機械設備工事)

位置図



議案第 号及び第 号参考資料

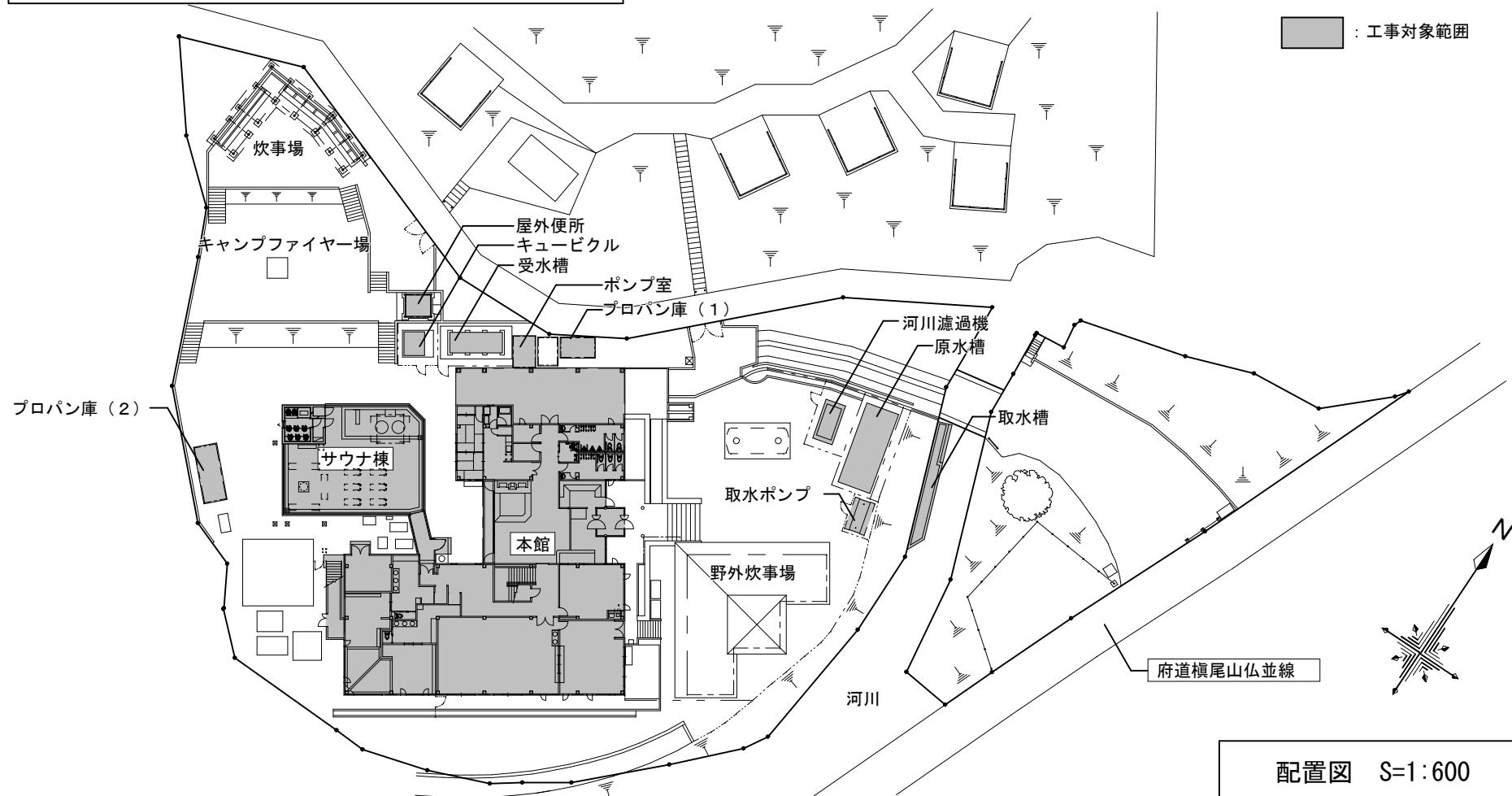
工事請負契約締結について

(和泉市立青少年の家改修工事)

(和泉市立青少年の家改修機械設備工事)

配置図

■ : 工事対象範囲



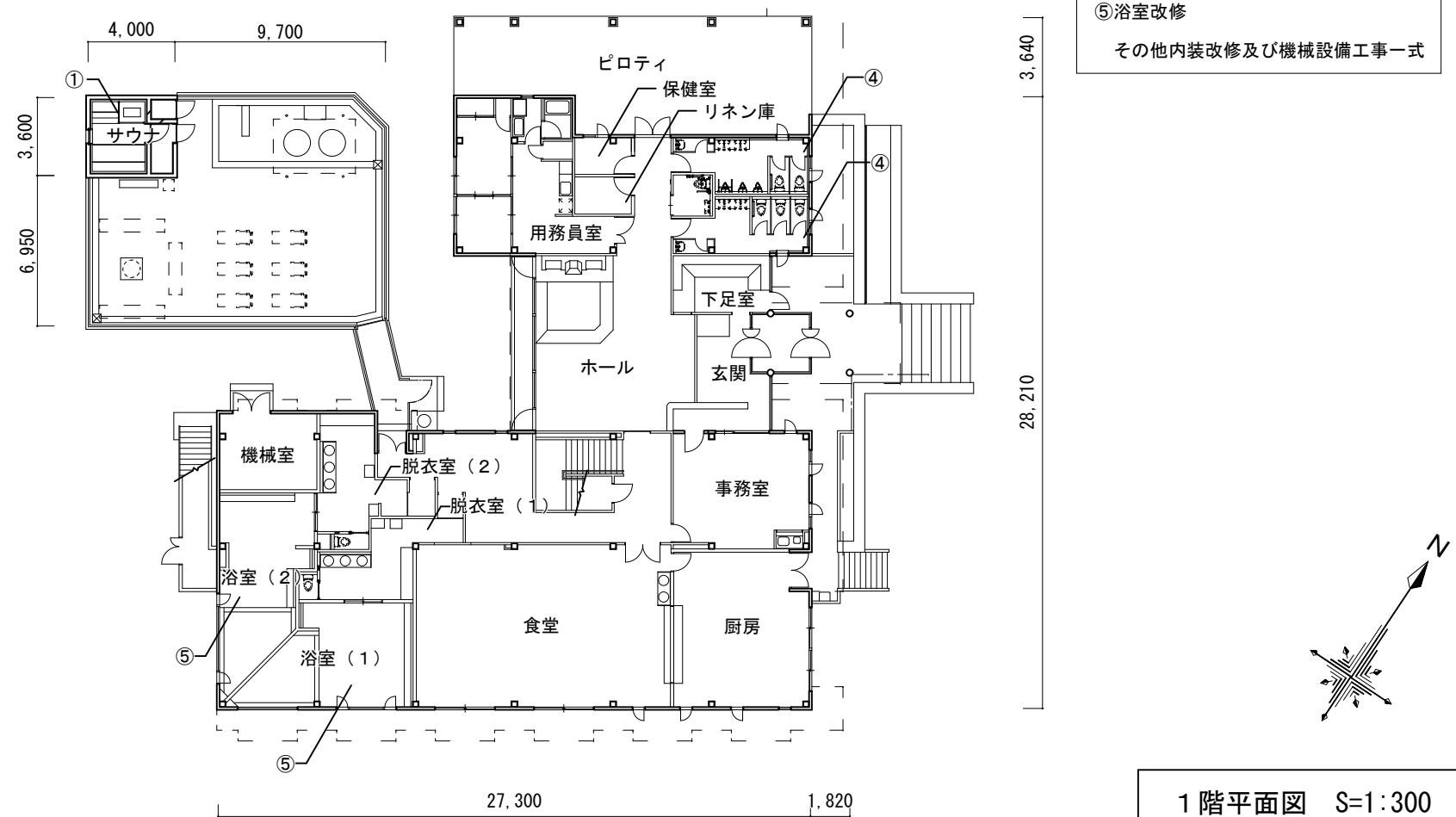
議案第 号及び第 号参考資料

工事請負契約締結について

(和泉市立青少年の家改修工事)

(和泉市立青少年の家改修機械設備工事)

1階平面図



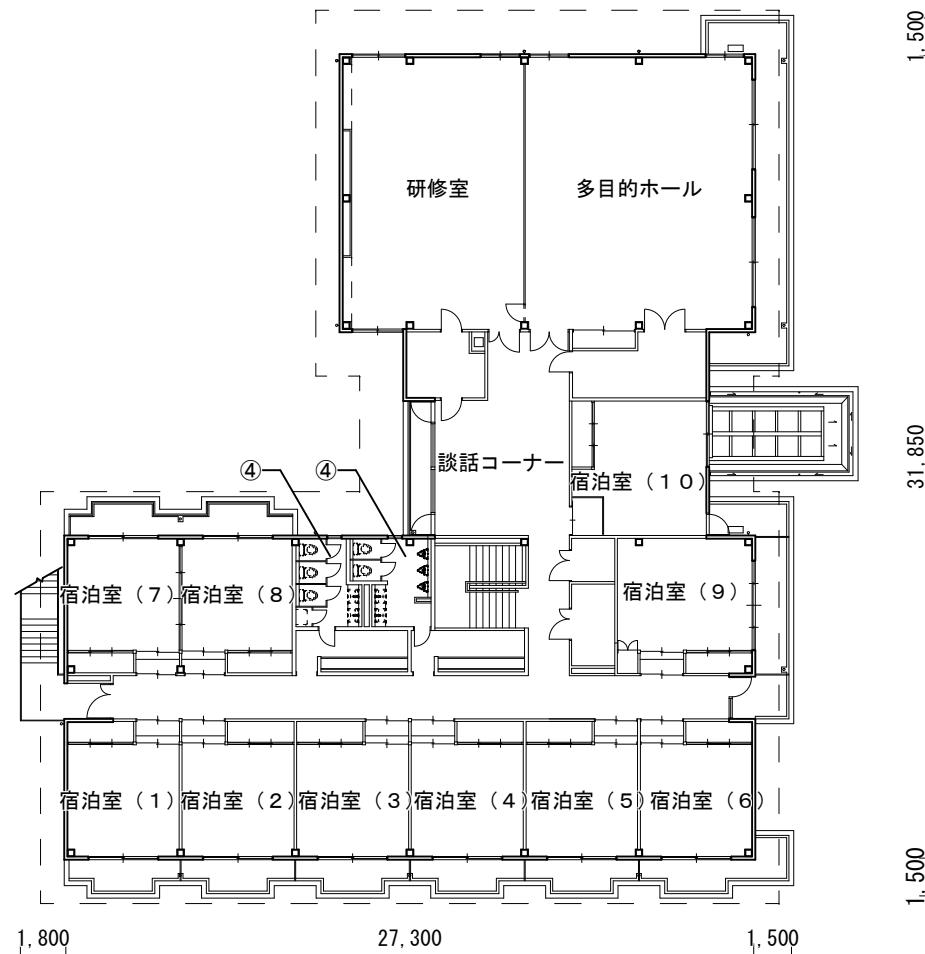
議案第 号及び第 号参考資料

工事請負契約締結について

(和泉市立青少年の家改修工事)

(和泉市立青少年の家改修機械設備工事)

2階平面図



①サウナ棟増築

②外壁改修

③屋根改修

④便所改修

⑤浴室改修

その他内装改修及び機械設備工事一式

2階平面図 S=1:300

議案第 号及び第 号参考資料

工事請負契約締結について

(和泉市立青少年の家改修工事)

(和泉市立青少年の家改修機械設備工事)

立面図

①サウナ棟増築

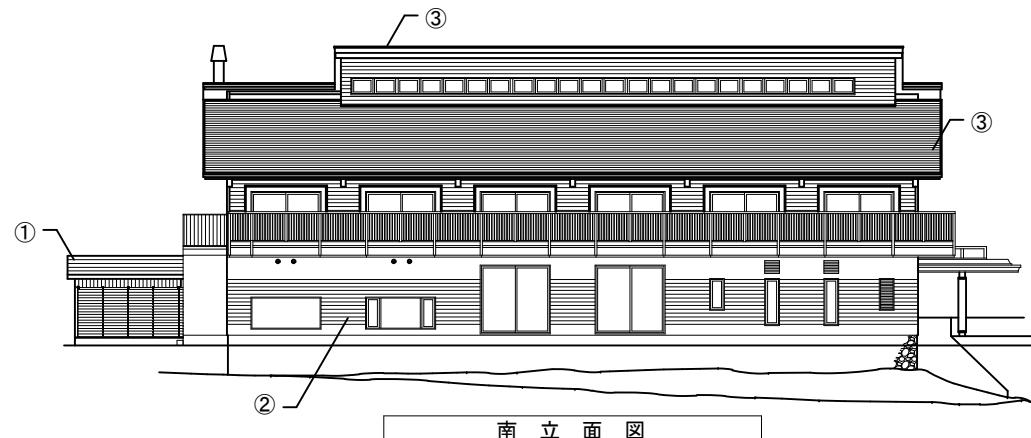
②外壁改修

③屋根改修

④便所改修

⑤浴室改修

その他内装改修及び機械設備工事一式



立面図 S=1:300

議案第 号及び第 号参考資料

工事請負契約締結について

(和泉市立青少年の家改修工事)

(和泉市立青少年の家改修機械設備工事)

立面図

①サウナ棟増築

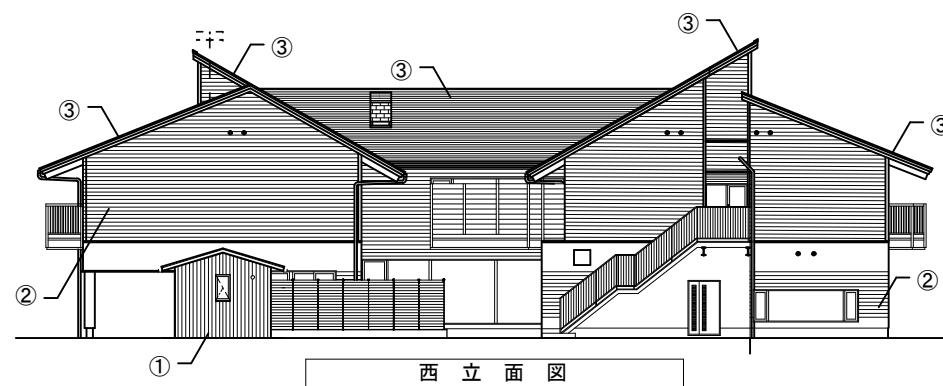
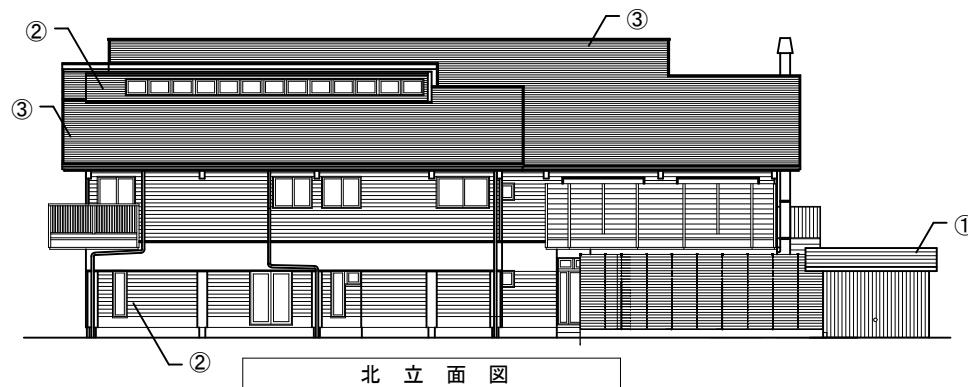
②外壁改修

③屋根改修

④便所改修

⑤浴室改修

その他内装改修及び機械設備工事一式



立面図 S=1:300

# 令和8年度 和泉市立学校教職員人事基本方針

和泉市教育委員会

本市においては、次世代を担う人材を育成するために、各学校が学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、義務教育9年間を見通し、「めざす子ども像」を設定し、小中一貫教育に取組んでいる。

また、和泉市教育大綱の理念において「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』をめざし、全市的な教育力の醸成を図っている。

とりわけ、義務教育を担う小中学校および義務教育学校は、保護者・地域と協働しながら責任をもって「確かな学力を身につけた心豊かな子ども」を育成するため、中学校区の教職員が心を一つにした教育活動を行うことが重要である。

これらを踏まえて、教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育を健全に発展させるためには、適切な人事管理のもと、明るい、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚、及び教職員組織の充実を図ることが肝要である。

したがって、令和8年度の教職員人事を行うに際しては、児童生徒数の推移及び教職員構成の実態を考慮しながら、本市教育界への諸要請にこたえる適切な人事を行うため、下記の事項に重点を置き、積極的に努力を払うものとする。

## 記

### 1 教職員の人事について

#### (1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、他の市町村との計画的な広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。

#### (2) 教職員構成の適正化

各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野において推進力となる教職員を適正に配置するよう努める。

① 教職員の経験を豊かにし、資質を高め、学校に清新の気風を醸成するため、現任教校における勤務年数が相当長期にわたる者については、それぞれの学校事情に応じて、下記（3）の事項に基づき計画的に異動等を行う。

② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえて、人権尊重の教育を推進するための人材を学校の実情に応じて配置するよう努める。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

③ 異動等に当たっては、広域的な人事交流や校種間異動を積極的に推進するとともに、教職員の個別事情は、教育振興の原則に反しない限り考慮する。

### (3) 同一校に長年勤務している者の異動の推進

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

#### ① 新規採用者

現任校に4年以上勤務している者については、最長6年を目途として異動等を行う。

#### ② ①以外の者

現任校に4年以上勤務している者については、最長8年を目途として異動等を行う。

### (4) 新規採用教員の人事

新規採用教員については、資質の向上及び学校の活性化を図るための適正な配置となるよう考慮する。

また、異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

### (5) 学校の活性化を図る人事の推進

校長の魅力ある学校づくりの推進と若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

### (6) 義務教育学校の人事

義務教育学校の教員については、小中一貫教育の目的を正しく理解し、その実現に向け努力を惜しまず取り組む情熱を持ち、児童生徒、保護者、地域等と深くつながり、信頼される教員を配置するよう努める。

また、任用にあたっては、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者を任用する。ただし当分の間は、小学校の教員の免許状を有する者は前期課程、中学校の免許状を有する者を後期課程の教諭等として任用する。

## 2 校長、副校長及び教頭の人事について

学校の管理運営は、全教職員の一致協力によって成果をあげ得るものであるが、特に学校の統括的な責任者として教職員の指導に当たるべき校長と、これを補佐すべき副校長、教頭については、高い識見と管理能力が要請されるため、その人を得ることが重要である。校長及び副校長、教頭の任用に当たっては、特に、優秀な人材を配置し得るよ

う慎重に選考するとともに、異動等も十分考慮して行う。

また、女性教職員の管理職任用を積極的に推進する。

なお、義務教育学校の管理職については校長1名、教頭3名を置くこととするが、必要と認める場合は校長1名、副校長1名、教頭2名を置くことができる。

### 3 女性教職員の人事について

女性教職員が、学校運営の中心的な役割を果たせるよう考慮する。

- (1) 各学校の主任等については、女性教職員の登用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分配慮する。

### 4 教職員の退職について

- (1) 年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置については、その趣旨の周知徹底を図る。
- (2) 定年年齢引き上げに伴う暫定再任用制度に関しては、その趣旨を十分に考慮しながら、適切に運用するように努める。また、暫定再任用希望教職員の異動等にあたっては本人の希望時数、担当教科、さらには各学校事情等勘案し、和泉市教育委員会が判断するものとする。

## 留 意 事 項

「令和8年度和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき人事を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

### 1 教職員の人事について

#### (1) 教職員構成の適正化

各学校における教職員の年齢、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力・人間関係等についても配慮し、継続的・計画的にそれぞれの学校に適合するよう教職員を配置する。

中学校、義務教育学校後期課程においては、教科担当教員の適正配置を期すよう配慮する。

なお、異動等に当たっては、校長の意向を十分考慮する。

#### (2) 市町村間における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために他の市町村との人事の交流を積極的に行う。

#### (3) 小中一貫教育、校種間異動等の推進

各中学校区、義務教育学校における小中一貫教育を推進するため小・中学校間の教員の協同の関係を構築し、個に応じたきめ細かい学習指導・生徒指導・進路指導を一層推進する観点を念頭に置いた異動等を積極的に行う。

#### (4) 特に配慮を要する事項

人権尊重の教育を推進するため、指導力と熱意のある教員を配置するよう特に配慮する。

### 2 校長、副校長及び教頭の人事について

#### (1) 校長、副校長及び教頭の人事については、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、その適性、能力、その他の諸条件を考慮して異動等を行う。

#### (2) 「特色ある学校づくり」を推進するため、各学校の実情を考慮の上、適材を適所に配置する。

### 3 産休・育休・病休等の代替講師の確保について

産休・育休・病休等の代替講師については、学校運営に支障をきたさないようその確保に努める。

#### 〔備考〕

「教職員の人事基本方針」の中の「教職員の個別事情」とは、下記の者をいう。

- ① 現在妊娠中の者及び産休中の者
- ② 生後1年未満の子を育児中の者
- ③ 休職中の者（長期病休中の者を含む）
- ④ その他、教育委員会が特に必要と認める者

新	旧
<p><u>令和8年度</u> 和泉市立学校教職員人事基本方針</p> <p>和泉市教育委員会</p> <p>本市においては、次世代を担う人材を育成するために、各学校が学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、義務教育9年間を見通し、「めざす子ども像」を設定し、小中一貫教育に取組んでいる。</p> <p>また、和泉市教育大綱の理念において「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』をめざし、全市的な教育力の醸成を図っている。</p> <p>とりわけ、義務教育を担う小中学校および義務教育学校は、保護者・地域と協働しながら責任をもって「確かな学力を身につけた心豊かな子ども」を育成するため、中学校区および義務教育学校区の教職員が心を一つにした教育活動を行うことが重要である。</p> <p>これらを踏まえて、教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育を健全に発展させるためには、適切な人事管理のもと、明るい、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚、及び教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、<u>令和8年度</u>の教職員人事を行うに際しては、児童生徒数の推移及び教職員構成の実態を考慮しながら、本市教育界への諸要請にこたえる適切な人事を行うため、下記の事項に重点を置き、積極的に努力を払うものとする。</p> <p>記</p> <p>1 教職員の人事について (1) 過欠員の調整</p>	<p><u>令和7年度</u> 和泉市立学校教職員人事基本方針</p> <p>和泉市教育委員会</p> <p>本市においては、次世代を担う人材を育成するために、各学校が学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、義務教育9年間を見通し、「めざす子ども像」を設定し、小中一貫教育に取組んでいる。</p> <p>また、和泉市教育大綱の理念において「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』をめざし、全市的な教育力の醸成を図っている。</p> <p>とりわけ、義務教育を担う小中学校および義務教育学校は、保護者・地域と協働しながら責任をもって「確かな学力を身につけた心豊かな子ども」を育成するため、中学校区および義務教育学校区の教職員が心を一つにした教育活動を行うことが重要である。</p> <p>これらを踏まえて、教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育を健全に発展させるためには、適切な人事管理のもと、明るい、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚、及び教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、<u>令和7年度</u>の教職員人事を行うに際しては、児童生徒数の推移及び教職員構成の実態を考慮しながら、本市教育界への諸要請にこたえる適切な人事を行うため、下記の事項に重点を置き、積極的に努力を払うものとする。</p> <p>記</p> <p>1 教職員の人事について (1) 過欠員の調整</p>

<p>児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、他の市町村との計画的な広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。</p>	<p>児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、他の市町村との計画的な広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。</p>
<p><b>(2) 教職員構成の適正化</b></p> <p>各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野において推進力となる教職員を適正に配置するよう努める。</p>	<p><b>(2) 教職員構成の適正化</b></p> <p>各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野において推進力となる教職員を適正に配置するよう努める。</p>
<p>① 教職員の経験を豊かにし、資質を高め、学校に清新の気風を醸成するため、現任校における勤務年数が相当長期にわたる者については、それぞれの学校事情に応じて、下記（3）の事項に基づき計画的に異動等を行う。</p>	<p>① 教職員の経験を豊かにし、資質を高め、学校に清新の気風を醸成するため、現任校における勤務年数が相当長期にわたる者については、それぞれの学校事情に応じて、下記（3）の事項に基づき計画的に異動等を行う。</p>
<p>② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえて、人権尊重の教育を推進するための人材を学校の実情に応じて配置するよう努める。</p> <p>なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。</p>	<p>② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえて、人権尊重の教育を推進するための人材を学校の実情に応じて配置するよう努める。</p> <p>なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。</p>
<p>③ 異動等に当たっては、広域的な人事交流や校種間異動を積極的に推進するとともに、教職員の個別事情は、教育振興の原則に反しない限り考慮する。</p>	<p>③ 異動等に当たっては、広域的な人事交流や校種間異動を積極的に推進するとともに、教職員の個別事情は、教育振興の原則に反しない限り考慮する。</p>
<p><b>(3) 同一校に長年勤務している者の異動の推進</b></p> <p>学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。</p>	<p><b>(3) 同一校に長年勤務している者の異動の推進</b></p> <p>学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。</p>

<p>① 新規採用者 現任校に4年以上勤務している者については、最長6年を目途として異動等を行う。</p> <p>② ①以外の者 現任校に<u>4年以上</u>勤務している者については、<u>最長8年</u>を目途として異動等を行う。</p> <p>(4) 新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質の向上及び学校の活性化を図るための適正な配置となるよう考慮する。 また、異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(5) 学校の活性化を図る人事の推進 学校長の魅力ある学校づくりの推進と若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(6) 義務教育学校の人事 義務教育学校の教職員については、小中一貫教育の目的を正しく理解し、その実現に向け努力を惜しまず取り組む情熱を持ち、児童生徒、保護者、地域等と深くつながり、信頼される教職員を配置するよう努める。 また、任用にあたっては、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者を任用する。ただし当分の間は、小学校の教員の免許状を有する者は前期課程、中学校の免許状を有する者を後期課程の教諭等として任用する。</p>	<p>① 新規採用者 現任校に4年以上勤務している者については、最長6年を目途として異動等を行う。</p> <p>② ①以外の者 現任校に<u>5年以上</u>勤務している者については、<u>最長9年</u>を目途として異動等を行う。</p> <p>(4) 新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質の向上及び学校の活性化を図るための適正な配置となるよう考慮する。 また、異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(5) 学校の活性化を図る人事の推進 学校長の魅力ある学校づくりの推進と若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(6) 義務教育学校の人事 義務教育学校の教職員については、小中一貫教育の目的を正しく理解し、その実現に向け努力を惜しまず取り組む情熱を持ち、児童生徒、保護者、地域等と深くつながり、信頼される教職員を配置するよう努める。 また、任用にあたっては、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者を任用する。ただし当分の間は、小学校の教員の免許状を有する者は前期課程、中学校の免許状を有する者を後期課程の教諭等として任用する。</p>
---	---

## 2 校長、副校長及び教頭の人事について

学校の管理運営は、全教職員の一致協力によって成果をあげ得るものであるが、特に学校の統括的な責任者として教職員の指導に当たるべき校長と、これを補佐すべき副校長、教頭については、高い識見と管理能力が要請されるため、その人を得ることが重要である。校長及び副校長、教頭の任用に当たっては、特に、優秀な人材を配置し得るよう慎重に選考するとともに、異動等も十分考慮して行う。

また、女性教職員の管理職任用を積極的に推進する。

なお、義務教育学校の管理職については校長1名、教頭3名を置くこととするが、必要と認める場合は校長1名、副校長1名、教頭2名を置くことができる。

## 3 女性教職員の人事について

女性教職員が、学校運営の中心的な役割を果たせるよう考慮する。

- (1) 各学校の主任等については、女性教職員の登用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分配慮する。

## 4 教職員の退職について

- (1) 年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置については、その趣旨の周知徹底を図る。
- (2) 定年年齢引き上げに伴う暫定再任用制度については、その趣旨を十分に考慮しながら、適切に運用するよう努める。また、暫定再任用希望教職員の異動等にあたっては本人の希望時数、担当教科、さらには各学校事情等勘案し、和泉市教育委員会が判断するものとする。

## 2 校長、副校長及び教頭の人事について

学校の管理運営は、全教職員の一致協力によって成果をあげ得るものであるが、特に学校の統括的な責任者として教職員の指導に当たるべき校長と、これを補佐すべき副校長、教頭については、高い識見と管理能力が要請されるため、その人を得ることが重要である。校長及び副校長、教頭の任用に当たっては、特に、優秀な人材を配置し得るよう慎重に選考するとともに、異動等も十分考慮して行う。

また、女性教職員の管理職任用を積極的に推進する。

なお、義務教育学校の管理職については校長1名、教頭3名を置くこととするが、必要と認める場合は校長1名、副校長1名、教頭2名を置くことができる。

## 3 女性教職員の人事について

女性教職員が、学校運営の中心的な役割を果たせるよう考慮する。

- (1) 各学校の主任等については、女性教職員の登用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分配慮する。

## 4 教職員の退職について

- (1) 年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置については、その趣旨の周知徹底を図る。
- (2) 定年退職者を対象とする再任用制度については、その趣旨を十分に考慮しながら、適切に運用するよう努める。また、暫定再任用希望教職員の異動等にあたっては本人の希望時数、担当教科、さらには各学校事情等勘案し、和泉市教育委員会が判断するものとする。

留 意 事 項	留 意 事 項
<p>「<b>令和8年度</b>和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき人事を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p>	<p>「<b>令和7年度</b>和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき人事を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p>
<p>1 教職員の人事について</p>	<p>1 教職員の人事について</p>
<p>(1) 教職員構成の適正化 各学校における教職員の年齢、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力・人間関係等についても配慮し、継続的・計画的にそれぞれの学校に適合するよう教職員を配置する。</p>	<p>(1) 教職員構成の適正化 各学校における教職員の年齢、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力・人間関係等についても配慮し、継続的・計画的にそれぞれの学校に適合するよう教職員を配置する。</p>
<p>中学校、義務教育学校後期課程においては、教科担当教員の適正配置を期すよう配慮する。 なお、異動等に当たっては、校長の意向を十分考慮する。</p>	<p>中学校、義務教育学校後期課程においては、教科担当教員の適正配置を期すよう配慮する。 なお、異動等に当たっては、校長の意向を十分考慮する。</p>
<p>(2) 市町村間における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために他の市町村との人事の交流を積極的に行う。</p>	<p>(2) 市町村間における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために他の市町村との人事の交流を積極的に行う。</p>
<p>(3) 小中一貫教育、校種間異動等の推進 各中学校区、義務教育学校における小中一貫教育を推進するため小・中学校間の教員の協同の関係を構築し、個に応じたきめ細かい学習指導・生徒指導・進路指導を一層推進する観点を念頭に置いた異動等を積極的に行う。</p>	<p>(3) 小中一貫教育、校種間異動等の推進 各中学校区、義務教育学校における小中一貫教育を推進するため小・中学校間の教員の協同の関係を構築し、個に応じたきめ細かい学習指導・生徒指導・進路指導を一層推進する観点を念頭に置いた異動等を積極的に行う。</p>
<p>(4) 特に配慮を要する事項 人権尊重の教育を推進するため、指導力と熱意のある教員を配置するよう特に配慮する。</p>	<p>(4) 特に配慮を要する事項 人権尊重の教育を推進するため、指導力と熱意のある教員を配置するよう特に配慮する。</p>
<p>2 校長、副校長及び教頭の人事について</p>	<p>2 校長、副校長及び教頭の人事について</p>
<p>(1) 校長、副校長及び教頭の人事については、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、その適性、能力、その他の諸条件を考慮して異動等を行う。</p>	<p>(1) 校長、副校長及び教頭の人事については、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、その適性、能力、その他の諸条件を考慮して異動等を行う。</p>
<p>(2) 「特色ある学校づくり」を推進するため、各学校の実情を考慮の上、適材を適所に配置する。</p>	<p>(2) 「特色ある学校づくり」を推進するため、各学校の実情を考慮の上、適材を適所に配置する。</p>
<p>3 産休・育休・病休等の代替講師の確保について 産休・育休・病休等の代替講師については、学校運営に支障をきたさな</p>	<p>3 産休・育休・病休等の代替講師の確保について 産休・育休・病休等の代替講師については、学校運営に支障をきたさな</p>

いようその確保に努める。

〔備考〕

「教職員の人事基本方針」の中の「教職員の個別事情」とは、下記の者をいう。

- ① 現在妊娠中の者及び産休中の者
- ② 生後1年未満の子を育児中の者
- ③ 休職中の者（長期病休中の者を含む）
- ④ その他、教育委員会が特に必要と認める者

いようその確保に努める。

〔備考〕

「教職員の人事基本方針」の中の「教職員の個別事情」とは、下記の者をいう。

- ① 現在妊娠中の者及び産休中の者
- ② 生後1年未満の子を育児中の者
- ③ 休職中の者（長期病休中の者を含む）
- ④ その他、教育委員会が特に必要と認める者